

# 御宿町第3次障害者計画・ 御宿町第4期障害福祉計画



平成27年3月

御宿町



## はじめに

近年の障害者福祉については、障害者基本法の改正、障害者自立支援法の改正や障害者虐待防止法の制定など、国の法制度がめまぐるしく変化し、また、平成28年4月1日には障害者差別解消法が施行されるなど、障害をお持ちの方を取り巻く環境も刻々と変化しております。

このような中、御宿町における障害をお持ちの方々に係る施策については、障害者基本法に基づく「御宿町障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「御宿町障害福祉計画」により、障害を持つ方が住み慣れた町で安心して暮らせるよう、障害者福祉施策を展開してまいりました。

このたび策定いたしました「御宿町第3次障害者計画・御宿町第4期障害福祉計画」につきましては、第2次計画の基本理念「誰もが その人らしく暮らせる やさしいまち おんじゅく」を継承し、地域で共に生きること、やさしい社会に生きること、その人らしく生きingことを基本的視点に、5つの基本目標を定めました。ここに掲げました基本理念の実現は、障害をお持ちの方をはじめ、町民、関係機関や団体、行政等が連携しながら取り組んでいくことが必要だと考えております。

今後とも基本理念の実現に向けて、計画に基づく推進体制を整備していくとともに施策の推進に努めてまいりますので、町民の皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご協力いただきました委員の皆様をはじめ、関係機関、アンケート調査にご協力いただきました多くの皆様に厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

御宿町長

石田義廣

# 目次

## 第1部 序論

### 第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5

### 第2章 障害のある人を取り巻く現状

1 人口の推移	8
2 障害のある人の現状	9
(1) 障害者手帳所持者の状況	9
(2) 身体障害者手帳所持者の状況	9
(3) 療育手帳所持者の状況	10
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	11
3 アンケート調査結果の概要	12
(1) 調査設計	12
(2) 回収結果	12
(3) 調査結果のまとめ	13

## 第2部 第3次障害者計画

### 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念等	42
(1) 計画の基本理念	42
(2) 計画の基本的視点	43
(3) 計画の基本目標	44
2 計画の体系	46

### 第2章 施策の展開

1 障害者福祉サービスの充実	48
(1) 相談支援体制の充実	48
(2) 地域生活の支援	50
(3) 日中活動の場の充実	53
(4) 生活の場の確保	55
(5) 経済的支援の充実	57
2 保健・医療の充実	59
(1) 障害の予防・早期発見等	59
(2) 医療・リハビリテーション体制の充実	62

3	交流・社会参加の促進	63
	(1) 障害児保育・療育・教育の充実	63
	(2) 就労・雇用の促進	65
	(3) 生涯学習・スポーツの充実	67
4	移動条件・生活環境の整備	69
	(1) 移動条件の整備	69
	(2) バリアフリー化の推進	71
	(3) 防災・緊急時対策の充実	73
5	支援体制の充実	75
	(1) 理解・啓発活動の推進	75
	(2) ボランティア活動への支援	76
	(3) 障害のある人の権利擁護の推進	77

### 第 3 部 第 4 期障害福祉計画

#### 第 1 章 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

1	障害福祉サービス等の体系	80
2	サービス提供体制整備の基本的な考え方	81
3	第 4 期障害福祉計画の成果目標	83
4	障害福祉サービス等の実績値の状況	85
	(1) 障害福祉サービスの実績値の状況	85
	(2) 地域生活支援事業の実績値の状況	87
5	障害福祉サービス等の見込量と確保の方策	89
	(1) 訪問系サービス	89
	(2) 日中活動系サービス	91
	(3) 居住系サービス	94
	(4) その他サービス	95
	(5) 地域生活支援事業	97
	(6) 障害児支援	103

#### 第 2 章 計画の推進体制

1	障害のある人を取り巻く連携体制	106
	(1) 庁内における連携	106
	(2) 関係機関との連携	106
	(3) 国・県・近隣市町村との連携	106
2	計画の進捗管理体制	107

#### ■資料編

御宿町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱	110
---------------------------	-----



# 第1部 序論

## 第1章

### 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

わが国においては、『完全参加と平等』をテーマとした国際障害者年（1981年）とこれに続く国連・障害者の10年（1983～1992年）を契機として、障害のある人も尊厳を持った1人の人間として等しく主体性・自主性を確保し、あらゆる分野の活動に積極的に参加できるよう「ノーマライゼーション」（障害のある人が地域の中で普通に生活ができる社会の実現）と「リハビリテーション」（障害のある人の全人間的復権の実現）という二つの理念にむけた取組が、制度的な枠組みを中心として進められてきました。

その後、平成5年には「障害者基本法」が成立し、障害のある人の自立、社会経済活動への参加を促進すること、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を保障することを明記しています。また、平成14年には「共生社会の実現」「施設等から地域社会への移行の推進」という今後の障害福祉の目指すべき方向性を示した「障害者基本計画（第2次計画）」が策定され、地方自治体においても同様に、障害者施策に対する総合的な取り組みが求められるようになりました。さらに平成16年には「障害者基本法」が改正され、障害のある人への差別、権利利益侵害の禁止が明記されました。

そうした流れのなか、平成15年には新たに支援費制度が導入され、行政が利用するサービスを決める措置制度から、利用者が自らサービスを選択し、契約により利用する制度へと転換が図られました。しかし、それに伴う費用の増加や、障害の種別や地域により提供されるサービスに格差が生じるなどの問題が明らかになってきました。

これらの制度上の課題を解決し、さらなるサービスの充実と多様化を図るために、平成18年4月から、「障害者自立支援法」が施行されることになりましたが、障害者自立支援法は制定当初から問題点が指摘されており、その施行に伴い激変緩和措置を講ずるなど、利用者負担の軽減や事業者の経営基盤の強化などを進めてきました。障害者自立支援法はその後一部改正を経て、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）」へと改正され、障害のある人の範囲に難病を加えることや障害支援区分の新設等が盛り込まれました。

また同年、「障害者基本計画（第3次計画）」が策定され、新たに「安全・安心」「差別の解消及び権利擁護の推進」「行政サービス等における配慮」の分野が新設されました。さらに、国際連合の「障害者の権利に関する条約」の批准を目指した国内法の整備等が進められ、平成23年6月には「障害者虐待防止法」の制定、7月には「障害者基本法」の改正、平成25年6月には「障害者差別解消法」が制定されました。これらの法制度整備等を踏まえ、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准されました。



このような状況の中で、当町においては、「障害者基本法」に基づき5年毎に策定する「御宿町障害者計画」（平成15年4月、第1次計画施行）と、「障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）」に基づき3年毎に策定する「御宿町障害福祉計画」（平成18年4月、第1期計画施行）を大きな柱とし、障害福祉施策の推進と障害福祉サービス等の提供体制の構築に努めてまいりました。

その後改定を加えた「御宿町障害者計画」（第2次計画）については、国の制度改正や県の動向を勘案したうえで、さらなる施策の充実・多様化と計画の効率的運用を図るため、「御宿町障害福祉計画」（第3期計画）の改定にあわせて計画期間を2年延長し、「御宿町障害者計画」と「御宿町障害福祉計画」を一体的に策定することとしました。

新たな計画では、「御宿町障害者計画」（第2次計画）の基本的考え方を継承しつつ、本町における障害のある人を取り巻く現状と課題を踏まえ、今後の障害福祉施策の基本的方向と施策の展開について定めます。加えて、これまでの「御宿町障害福祉計画」の進捗状況や目標数値を検証するとともに、将来の需要を的確に把握し、障害福祉サービス等の提供体制のさらなる充実を図ります。

## 2 計画の位置づけ

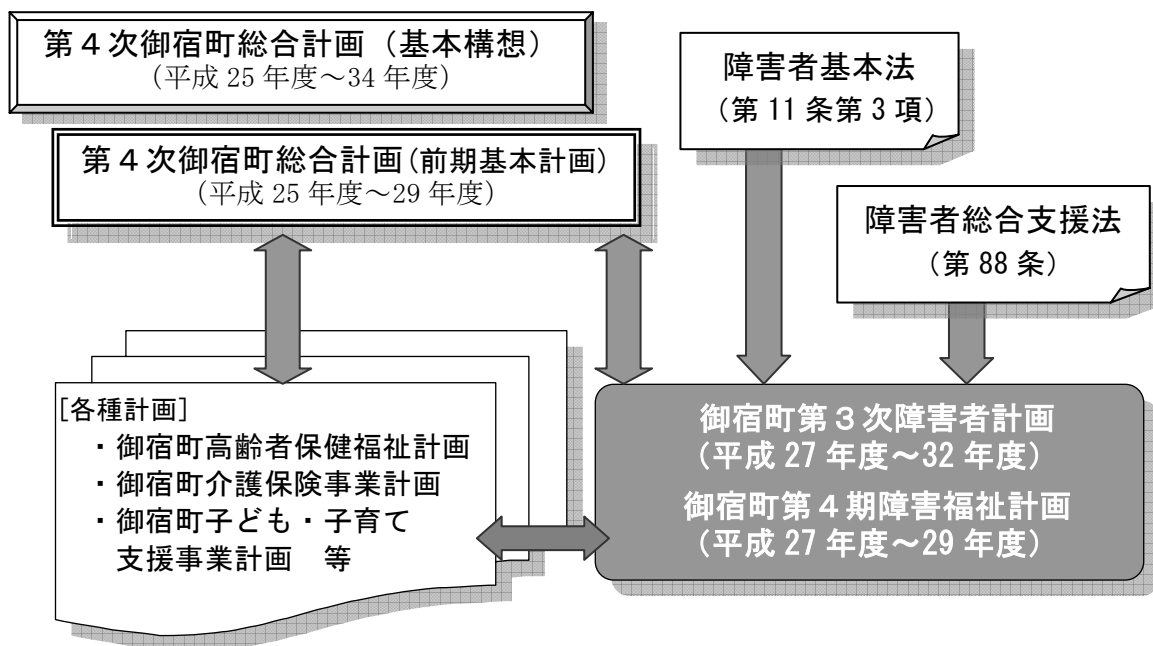
### (1) 法的位置づけ

本計画は、「障害者基本法第 11 条第 3 項」に基づき障害者施策の基本方向を総合的、体系的に定める中長期的な「市町村障害者計画」と、「障害者総合支援法第 88 条」に基づき、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやその確保策等を定める短期的な「市町村障害福祉計画」の 2 つの計画からなります。

### (2) 各種計画との関係

本計画は御宿町総合計画を踏まえ、その他の関連計画等と調和・連携する計画とします。

#### ■御宿町障害者計画及び障害福祉計画の位置づけ



### 3 計画の期間

第3次障害者計画の計画期間は、平成27年度より平成32年度までとし、6年毎に見直しを図ります。第4期障害福祉計画は、3年ごとの見直しが必要となるため、平成29年度までを計画期間とします。

なお、将来における障害者施策の制度変更や障害のある人の現状に柔軟に対応するため、計画期間の途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画の期間

平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
			第3次障害者計画					
	第2次障害者計画							
	第3期障害福祉計画		第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		



## 第2章

### 障害のある人を取りまく現状

# 1 人口の推移

本町の人口は、平成7年から平成22年にかけて減少の傾向にあり、平成22年の国勢調査における人口は7,738人となっています。

## ■御宿町の人口の推移（単位：人）

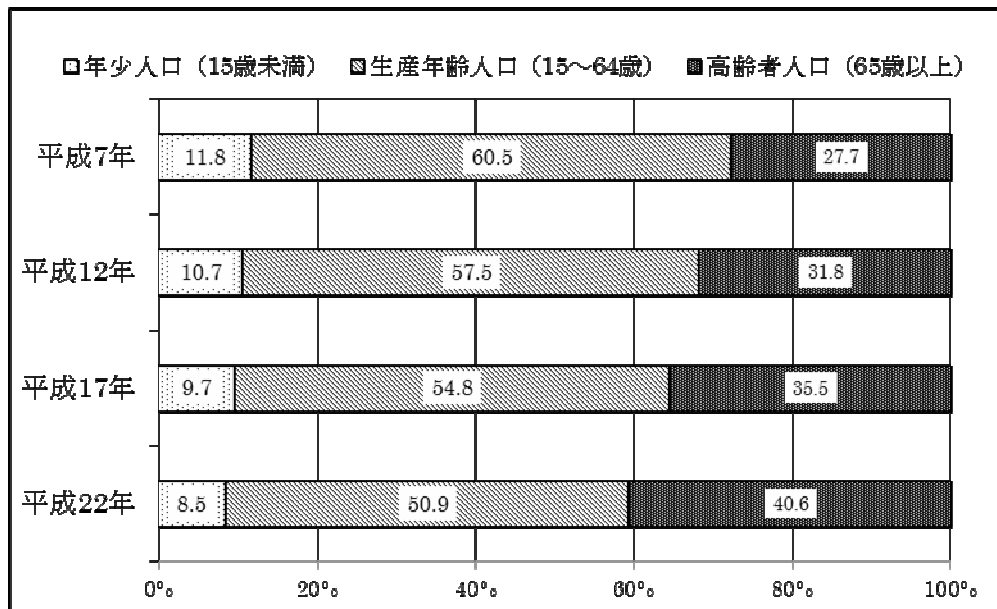
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年 (参考)
総人口	8,129	8,019	7,942	7,738	7,935
年少人口(15歳未満)	957	854	771	655	586
生産年齢人口(15~64歳)	4,917	4,610	4,352	3,941	3,839
高齢者人口(65歳以上)	2,255	2,548	2,819	3,142	3,510

(資料:国勢調査 年齢不詳分を含むため3区分別人口の合計と総人口は異なる)

※ただし、平成26年(参考)については、住民基本台帳(平成26年3月31日現在)による。

年齢3区分別人口構成比をみると、年少人口・生産年齢人口の割合が減少の傾向にあるのに対し、高齢者人口の割合は年々増加しており、県内でも高齢化が著しく、本町における少子高齢化の進行は顕著となっています。

## ■御宿町の人口の推移（単位：%）



(資料:国勢調査)

## 2 障害のある人の現状

### (1) 障害者手帳所持者の状況

平成22年度から26年度までの障害者手帳所持者数の状況は、平成25年度に472人で最も多くなった後、平成26年度には471人で微減となっています。障害別にみると、「身体障害者手帳」の所持者数は平成25年度まで増加を続けた後、平成26年度には若干の減少を示していますが、「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の所持者は、過去5年間を通して若干の増加傾向にあります。

#### ■障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
手帳所持者総数	432	446	459	472	471
身体障害者手帳	357	371	375	383	380
療育手帳	43	43	47	49	50
精神障害者 保健福祉手帳	32	32	37	40	41

(資料:保健福祉課 各年4月1日現在)

### (2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者を等級別（平成26年度）にみると、5級と6級をあわせた「軽度」が13.6%なのに対し、1級と2級をあわせた「重度」が48.7%と約半数となっています。3級と4級をあわせた「中度」は38.2%となっています。

また、種類別にみると、「肢体不自由」が50.0%と最も多く、次いで「内部機能障害」の31.1%となっています。

#### ■身体障害者手帳等級別人数（単位：人）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
身体障害者手帳 所持者総数	357	371	375	383	380
1 級	125	135	131	134	128
2 級	64	62	60	59	57
3 級	57	57	57	58	57
4 級	69	74	83	85	88
5 級	19	18	19	20	20
6 級	23	25	25	27	30

(資料:保健福祉課 各年4月1日現在)

■身体障害者手帳障害種別人数（単位：人）

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
身体障害者手帳 所持者総数	357	371	375	383	380
視覚障害	32	36	32	33	29
聴覚・平衡機能障害	38	37	35	37	38
音声・言語・そしゃく 機能障害	4	3	4	4	5
肢体不自由	170	182	186	190	190
内部機能障害	113	113	118	119	118

（資料：保健福祉課 各年 4 月 1 日現在）

（3）療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者を等級別(平成 26 年度)にみると、「重度（A以上）」が 46.0%と最も多く、次いで「中度（Bの 1）」の 28.0%、「軽度（Bの 2）」の 26.0%となっています。

■療育手帳等級別人数（単位：人）

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
療育手帳 所持者総数	43	43	47	49	50
重度（A以上）	16	18	21	22	23
中度（Bの 1）	14	13	14	14	14
軽度（Bの 2）	13	12	12	13	13

（資料：保健福祉課 各年 4 月 1 日現在）



#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別(平成26年度)にみると、「2級」が63.4%と最も多く、次いで「1級」の22.0%、「3級」の14.6%となっています。

##### ■精神障害者保健福祉手帳等級別人数(単位:人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
精神障害者 保健福祉手帳 所持者総数	32	32	37	40	41
1級	4	8	7	8	9
2級	21	20	24	27	26
3級	7	4	6	5	6

(資料:保健福祉課 各年4月1日現在)

また、自立支援医療(精神通院)受給者の人数は、平成24年度では一時減少したものの、平成26年度には68人となっており、過去2年間では横ばいの状況となっています。

##### ■自立支援医療(精神通院)受給者数(単位:人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
自立支援医療(精神通院) 受給者数	67	66	60	68	68

(資料:保健福祉課 精神障害者手帳所持者が含まれています。各年4月1日現在)

### 3 アンケート調査結果の概要

御宿町第3次障害者計画及び御宿町第4期障害福祉計画の策定にあたり、障害のある人の日常生活等についての状況、考え方や今後の意向などを把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

#### (1) 調査設計

##### ① 調査の対象

身体・知的・精神の障害の手帳及び自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方を対象として抽出しました。

##### ② 調査票の配付・回収方法

配付・回収ともに、郵送により実施

##### ③ 調査期間

	実施年月
調査票の設計	平成26年 8月
調査票の印刷・発送準備	8月～9月
調査票の配付	9月
調査票の回収	9月
調査票の集計	10月～11月

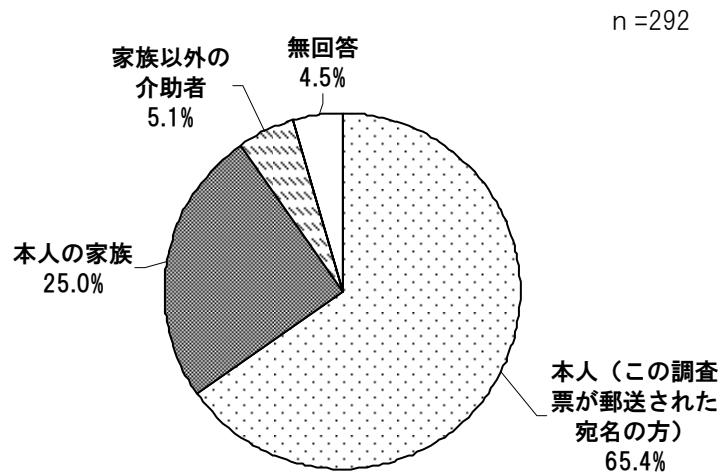
#### (2) 回収結果

	票数・率
配付票数	482票
回収票数	292票
回収率	60.6%

### (3) 調査結果のまとめ

#### ○ あなたの性別・年齢・ご家族などについて

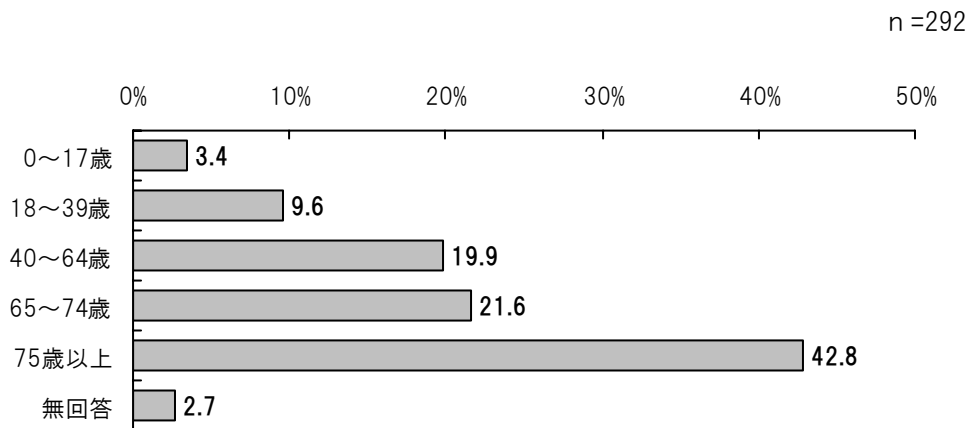
◎ お答えいただくのは、どなたですか。(○は1つ)



回答者については、「本人(この調査票が郵送された宛名の方)」が 65.4%、「本人の家族」が 25.0%、「家族以外の介助者」が 5.1%です。

問1 あなたの年齢と性別をお答えください。

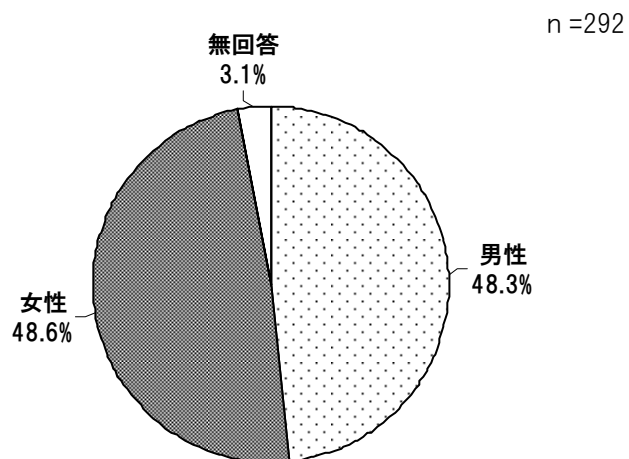
①年齢(平成26年4月1日現在)



回答者の年齢については、「75歳以上」の割合が 42.8%でもっとも高く、「65~74歳」が 21.6%、「40~64歳」が 19.9%などとなっており、65歳以上の方の割合が6割を超えています。

問1 あなたの年齢と性別をお答えください。

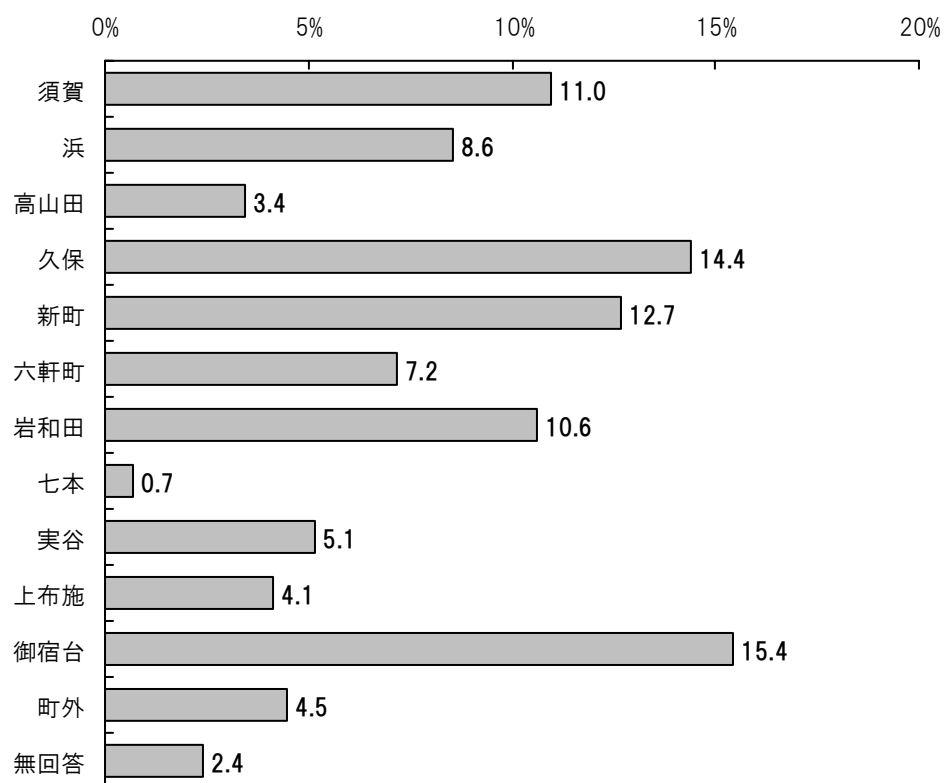
②性別（○は1つ）



回答者の性別については、「男性」が 48.3%、「女性」48.6%でほぼ同率となっています。

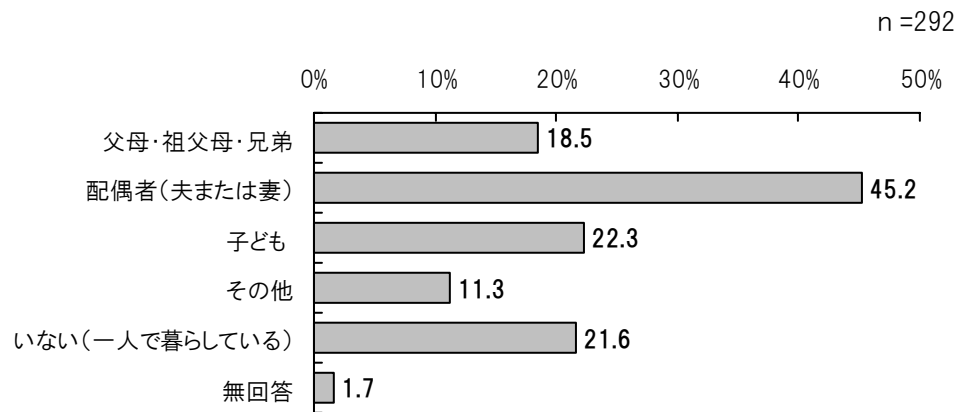
問2 あなたがお住まいの地域はどこですか。（○は1つ）

n=292



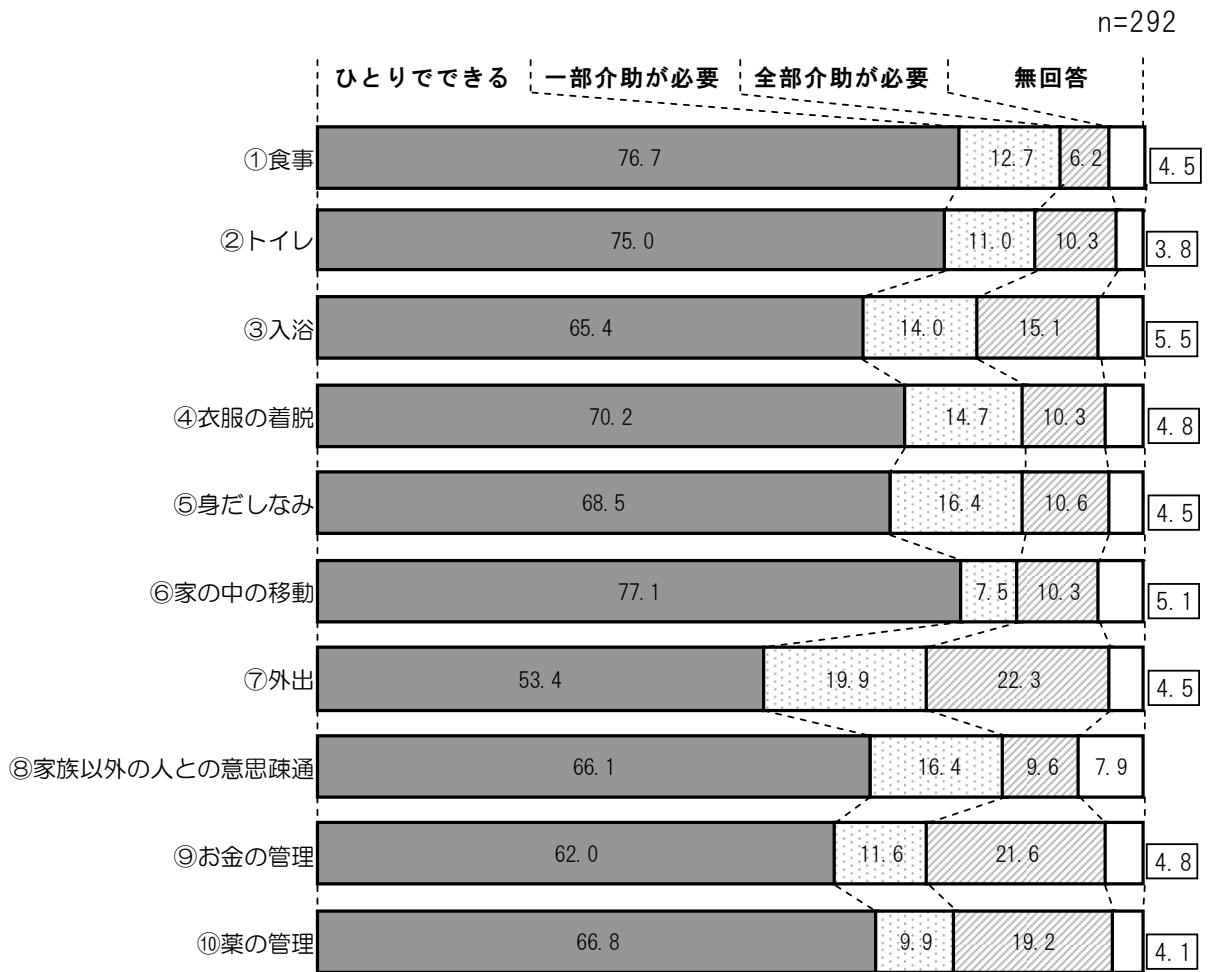
お住まいの地域については、「御宿台」の割合が 15.4%でもっとも高く、次いで「久保」が 14.4%、「新町」が 12.7%などとなっています。

問3 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。  
(あてはまるものすべてに○)



一緒に暮らしている人については、「配偶者(夫または妻)」の割合が45.2%でもっとも高く、次いで「子ども」が22.3%、「父母・祖父母・兄弟」が18.5%などとなっています。一方、「いない(一人で暮らしている)」についても21.6%の回答があり、約5人に1人の割合となっています。

問4 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。(①から⑩それぞれに○を1つ)

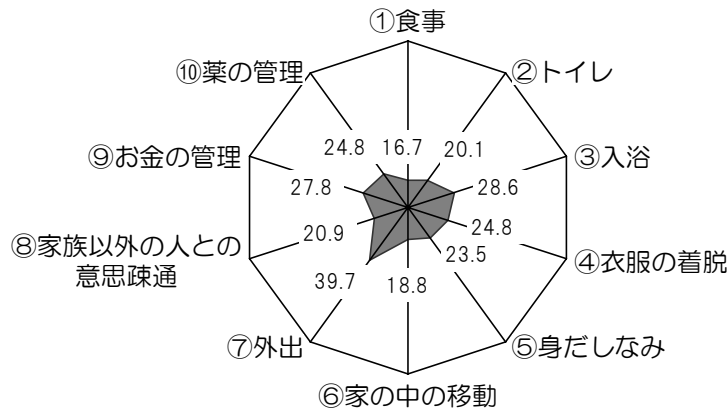


日常生活における介助の必要度をたずねたところ、『全部介助が必要』の割合がもっとも高かったのは「外出」で22.3%、次いで「お金の管理」が21.6%、「薬の管理」が19.2%などとなっています。『一部介助が必要』と『全部介助が必要』をあわせた、『何らかの介助が必要』の割合でも、「外出」(42.1%)、「お金の管理」(33.2%)、「薬の管理」(29.1%)は高い割合を示しているほか、「入浴」(29.1%)も比較的割合が高くなっています。

■ 障害別 『何らかの介助が必要』（『一部介助が必要』 + 『全部介助が必要』）の割合

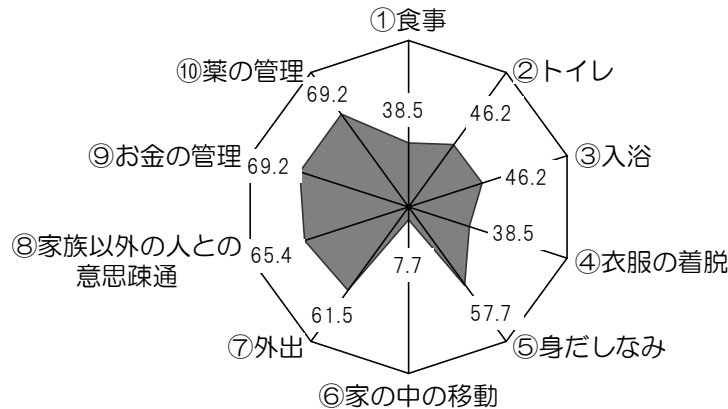
身体障害者

n = 234



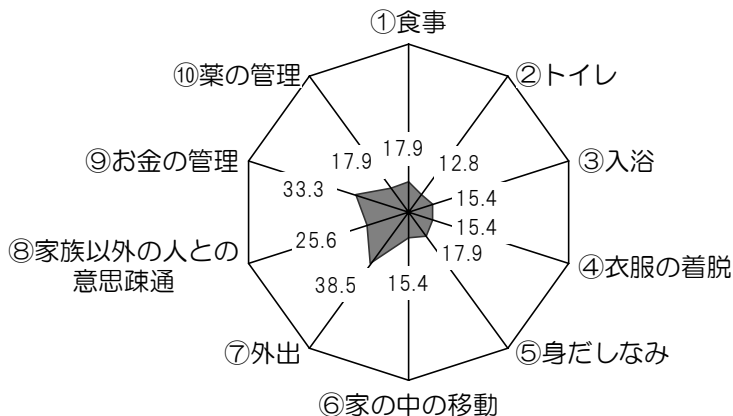
知的障害者

n = 26



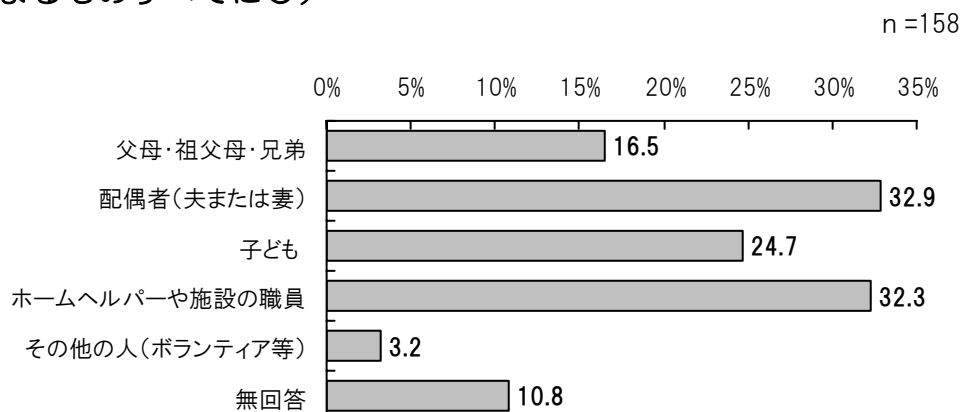
精神障害者等

n = 39



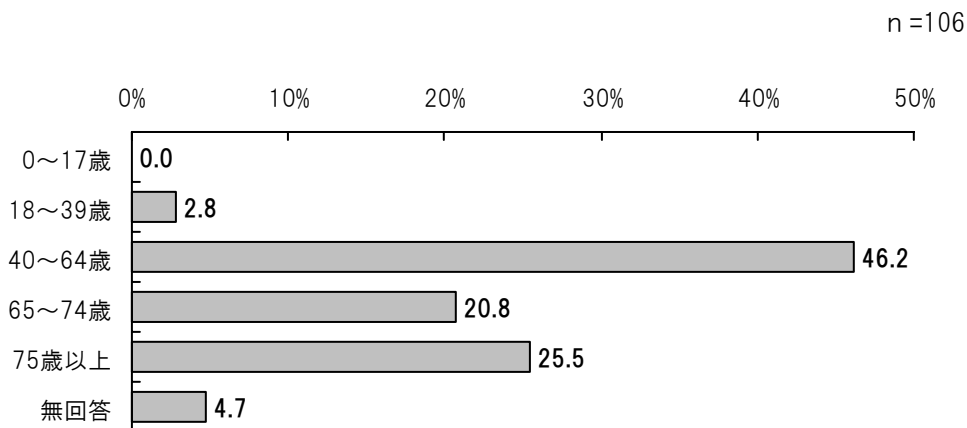
障害別で『何らかの介助が必要』の割合を見ると、回答者数が少ないため正確な比較はできませんが、身体障害者では「外出」（39.7%）、知的障害者では「お金の管理」と「薬の管理」（ともに 69.2%）、精神障害者等では「外出」（38.5%）がもっとも高くなっています。

【問4で「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と答えた方】  
 問5 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。  
 (あてはまるものすべてに○)



問4で「一部介助が必要」または「全部介助が必要」と答えた方に、主な介助者についてたずねたところ、「配偶者(夫または妻)」が32.9%でもっとも高く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」が32.3%、「子ども」が24.7%などとなっています。

【問5で「父母・祖父母・兄弟」「配偶者(夫または妻)」「子ども」と答えた方】  
 問6 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。  
 ①年齢(平成26年4月1日現在)

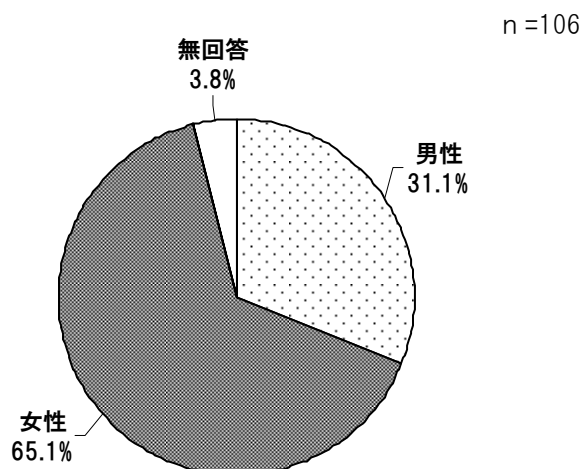


問5で「父母・祖父母・兄弟」「配偶者」「子ども」のいずれかを回答した方に、主な介助者の年齢についてたずねたところ、「40~64歳」が46.2%でもっとも高く、次いで「75歳以上」が25.5%、「65~74歳」が20.8%などとなっています。



【問5で「父母・祖父母・兄弟」「配偶者（夫または妻）」「子ども」と答えた方】  
問6 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

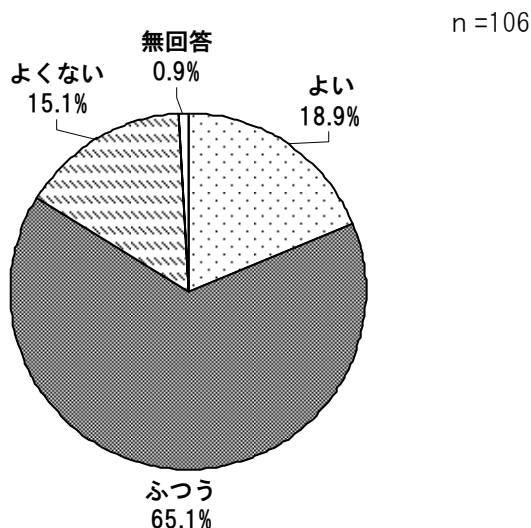
②性別（〇は1つ）



同様に主な介助者の性別については、「男性」が31.1%に対し、「女性」が65.1%で、女性の割合が男性を大きく上回っています。

【問5で「父母・祖父母・兄弟」「配偶者（夫または妻）」「子ども」と答えた方】  
問6 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

③健康状態（〇は1つ）

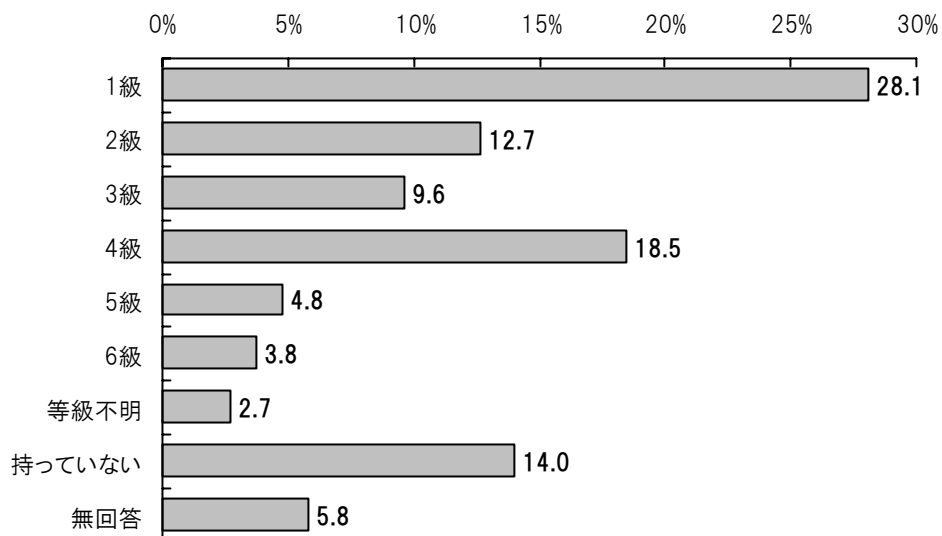


また、主な介助者の健康状態についてうかがったところ、「よい」が18.9%、「ふつう」が65.1%で、「よくない」は15.1%となっています。

## ○ 障害の状況等について

問7 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。(○は1つ)

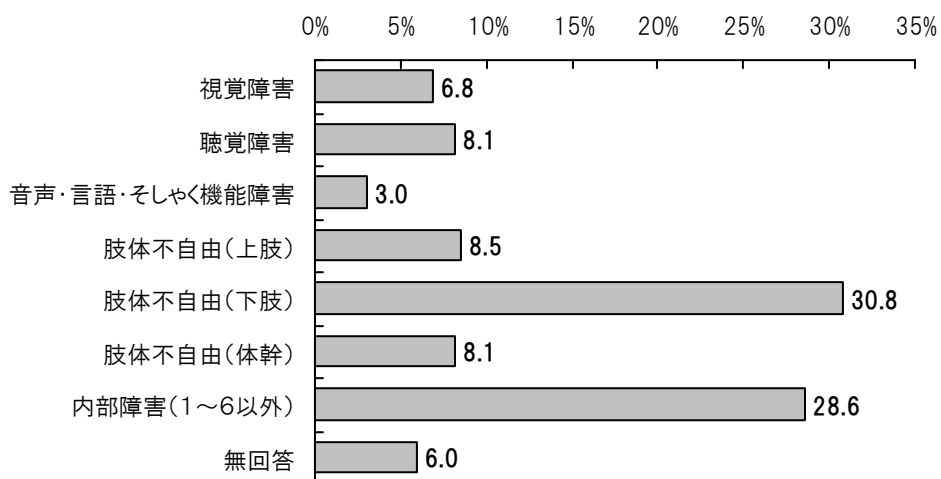
n=292



身体障害者手帳の所持状況について、「1級」の割合が28.1%でもっとも高く、次いで「4級」が18.5%、「2級」が12.7%などとなっています。(※療育手帳、精神障害者保健福祉手帳との重複所持者を含む)

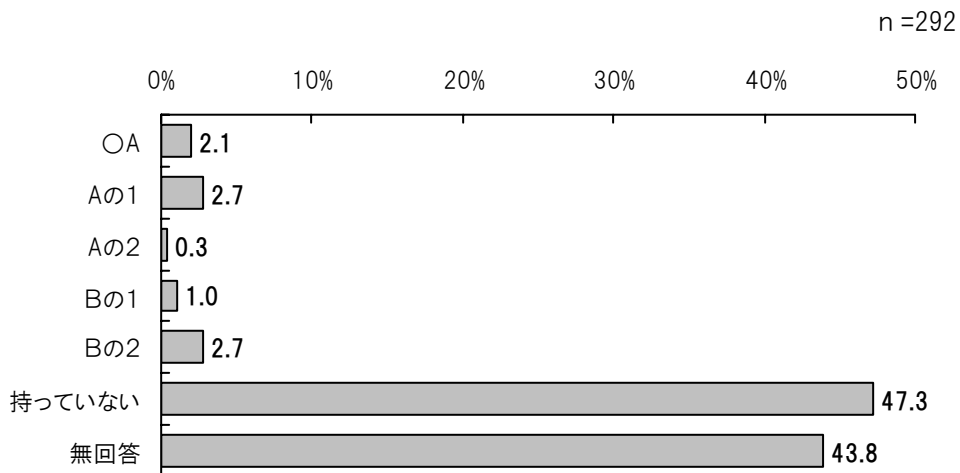
問8 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害をお答えください。(○は1つ)

n=234



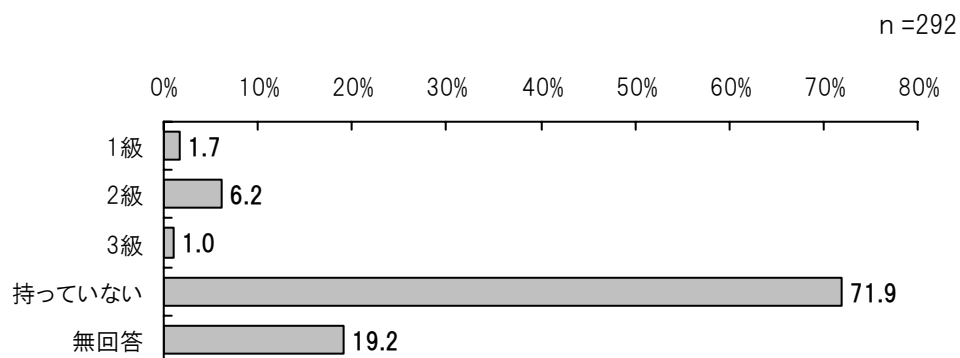
身体障害者手帳をお持ちの方に、その主たる障害についてたずねたところ、「肢体不自由(下肢)」(30.8%)と「内部障害」(28.6%)の割合が高くなっており、あわせて全体の6割近くの割合を占めています。

問9 あなたは療育手帳をお持ちですか。(〇は1つ)



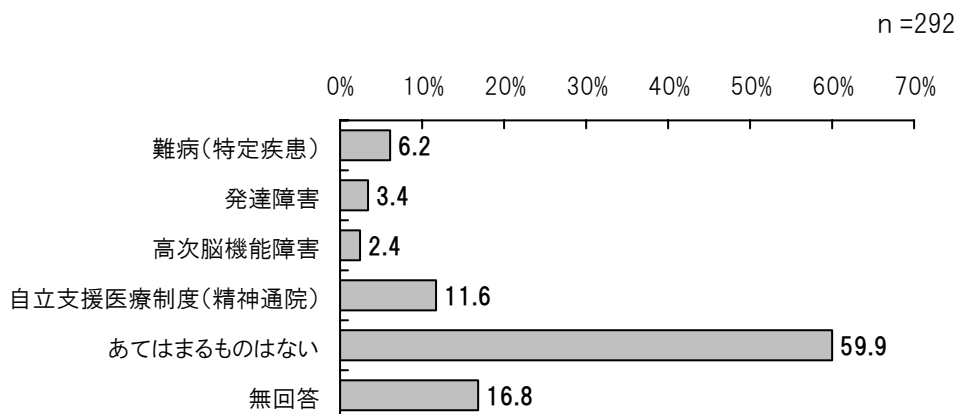
療育手帳の所持状況について、「Aの1」と「Bの2」の割合がともに2.7%、「〇A」が2.1%、「Bの1」が1.0%、「Aの2」が0.3%となっています。(※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳との重複所持者を含む)

問10 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(〇は1つ)



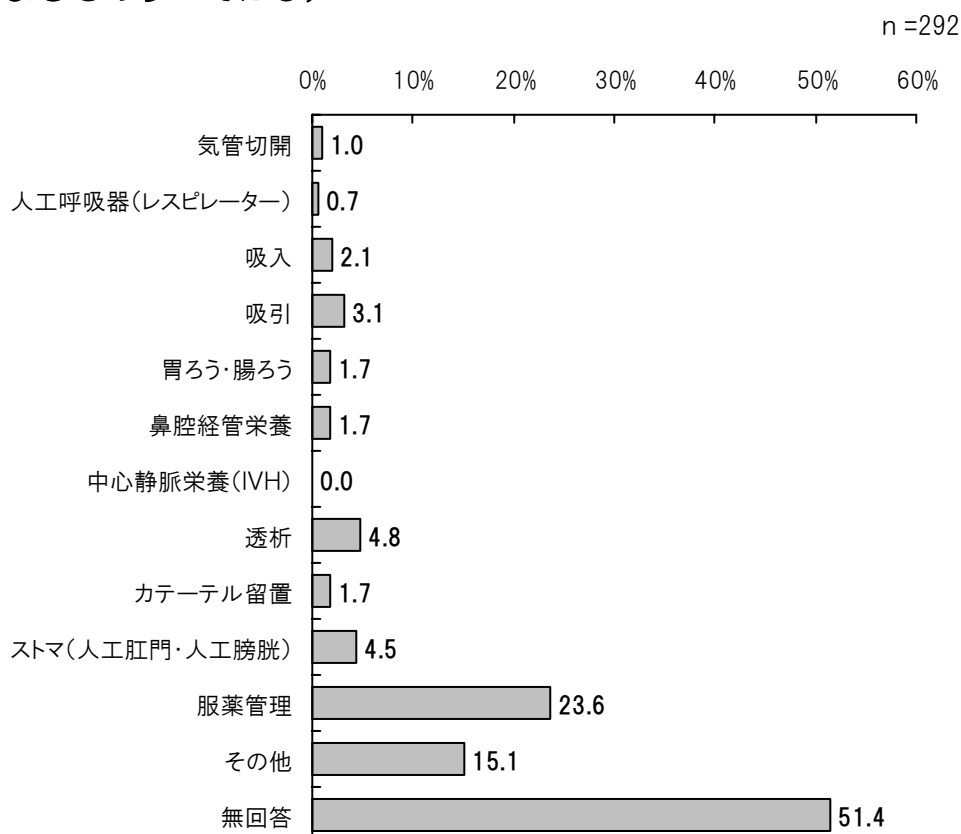
精神障害者保健福祉手帳の所持状況について、「2級」の割合が6.2%でもっとも高く、次いで「1級」が1.7%、「3級」が1.0%となっています。(※身体障害者手帳、療育手帳との重複所持者を含む)

問11 あなたは、次のような認定や診断を受けていますか。または、受けたことがありますか。(あてはまるものすべてに○)



その他の認定や診断状況については、「自立支援医療制度(精神通院)」の割合が11.6%でもっとも高く、次いで「難病(特定疾患)」が6.2%、「発達障害」が3.4%、「高次脳機能障害」が2.4%の順となっています。

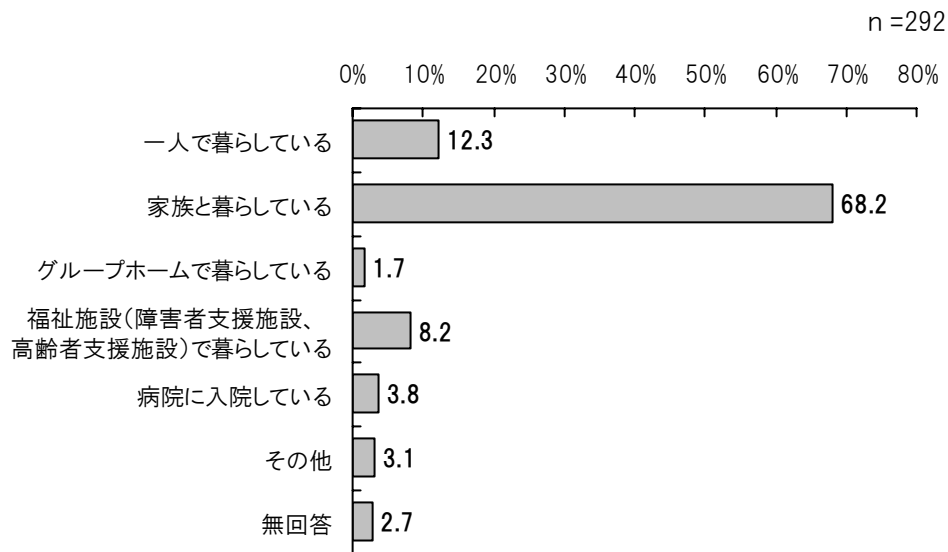
問12 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。(あてはまるものすべてに○)



現在受けている医療ケアについてたずねたところ、「服薬管理」の割合が23.6%でもっとも高く、次いで「透析」が4.8%、「ストマ(人工肛門・人工膀胱)」が4.5%などとなっています。

## ○ 住まいや暮らしについて

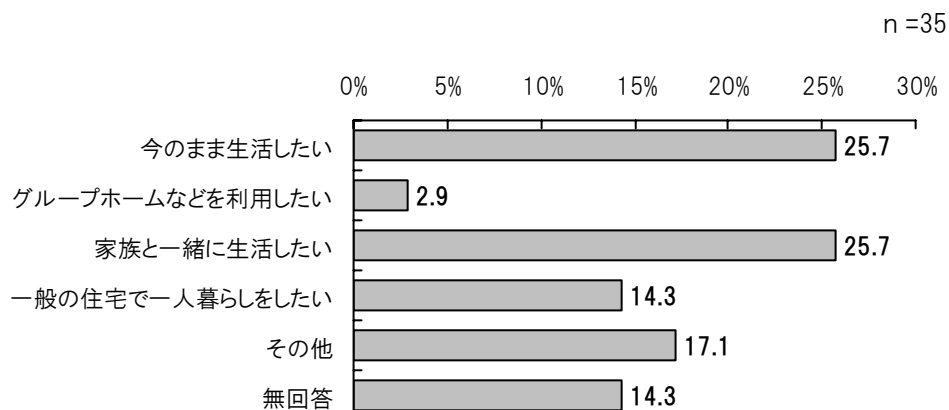
問13 あなたは現在どのように暮らしていますか。(○は1つ)



現在どのように暮らしているかについてたずねたところ、「家族と暮らしている」の割合が68.2%でもっとも高く、次いで「一人で暮らしている」が12.3%、「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」が8.2%などとなっています。

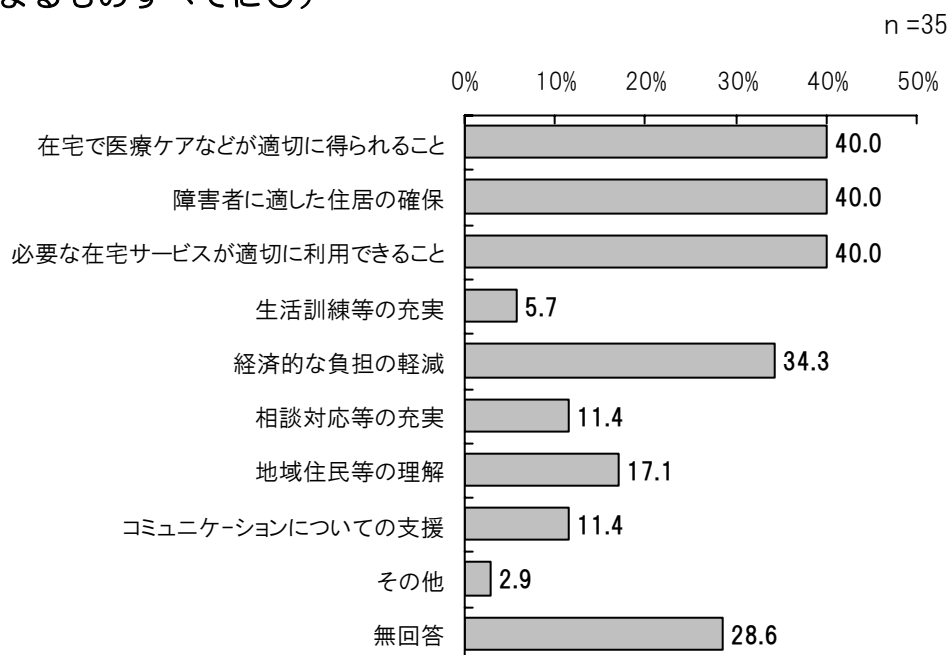
【問14及び問15は、問13で「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」、又は「病院に入院している」を選択した場合にお答えください。】

問14 あなたは将来、地域で生活したいと思いませんか。(○は1つ)



問13で「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」または「病院に入院している」と回答した方に、将来地域で生活したいかどうかについてたずねたところ、「今のまま生活したい」と「家族と一緒に生活したい」の割合がともに25.7%(9人)、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が14.3%(5人)、「グループホームなどを利用したい」は2.9%(1人)にとどまる結果となりました。

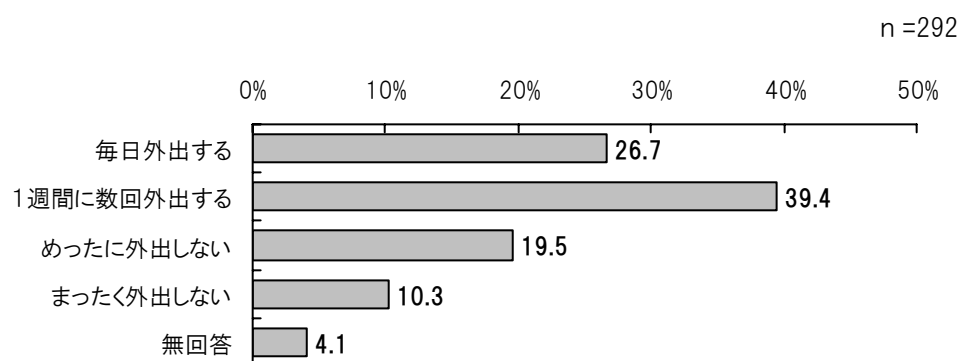
問15 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。  
 (あてはまるものすべてに○)



問13で「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」または「病院に入院している」と回答した方に、地域生活のために必要な支援についてたずねたところ、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」、「障害者に適した住居の確保」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合がそれぞれ40.0%（14人）でもっとも高く、次いで「経済的な負担の軽減」が34.3%（12人）、「地域住民等の理解」が17.1%（6人）などとなっています。

## ○ 日中活動や就労について

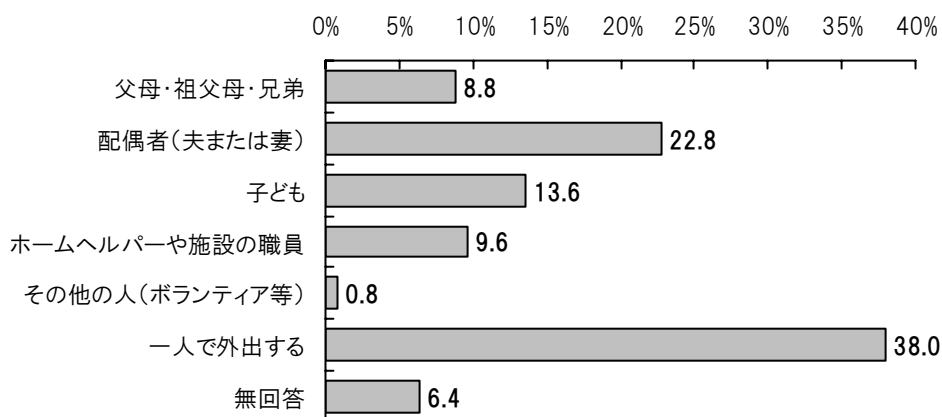
問16 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つ)



1週間の外出頻度についてたずねたところ、「1週間に数回外出する」の割合が39.4%でもっとも高く、次いで「毎日外出する」が26.7%、「めったに外出しない」が19.5%、「まったく外出しない」が10.3%の順になっています。「毎日外出する」と「1週間に数回外出する」をあわせた『比較的よく外出する方』の割合は66.1%となっています。

【問17から問19は、問16で、「まったく外出しない」以外を選択した場合にお答えください。】

問17 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(〇は1つ) n=250

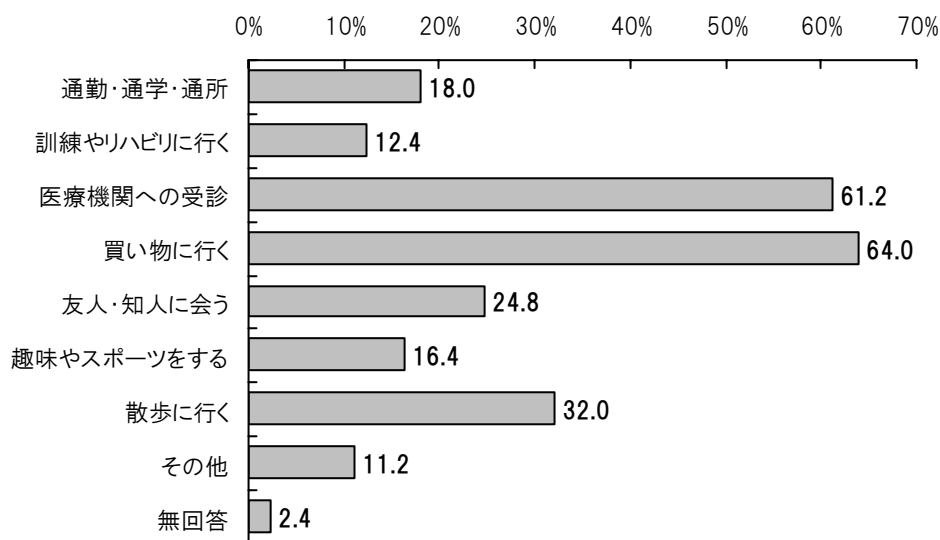


問16で「まったく外出しない」以外を選択した方に、外出の際の主な同伴者についてたずねたところ、「一人で外出する」の割合が38.0%でもっとも高く、次いで「配偶者(夫または妻)」が22.8%、「子ども」が13.6%などとなっています。

【問17から問19は、問16で、「まったく外出しない」以外を選択した場合にお答えください。】

問18 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに〇)

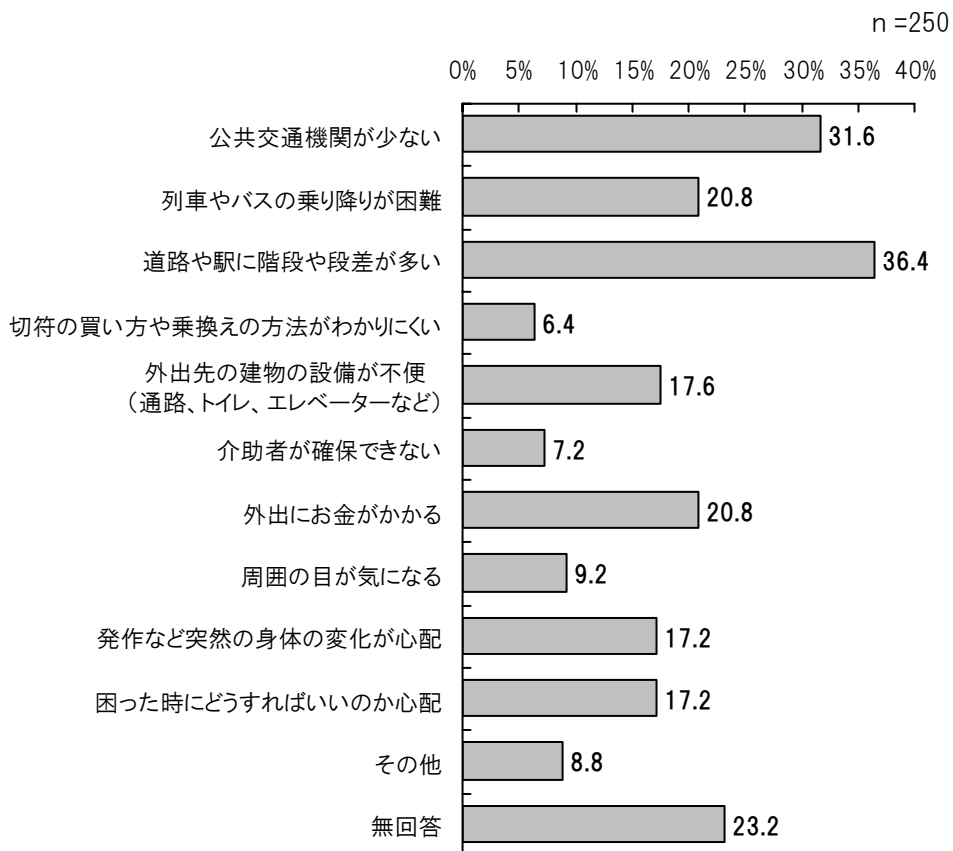
n=250



引き続き、問16で「まったく外出しない」以外を選択した方に、外出の主な目的についてたずねたところ、「買い物に行く」が64.0%でもっとも高く、次いで「医療機関への受診」が61.2%、「散歩に行く」が32.0%などとなっています。

【問17から問19は、問16で、「まったく外出しない」以外を選択した場合にお答えください。】

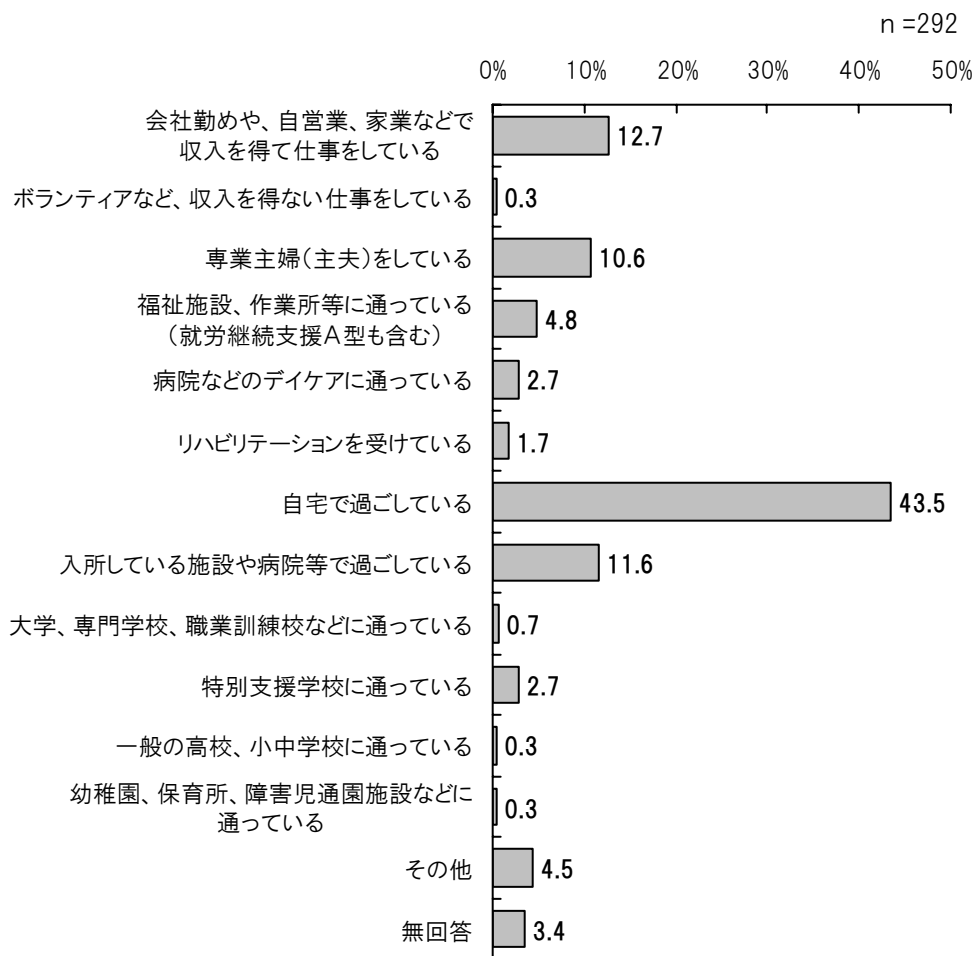
問19 外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



引き続き、問16で「まったく外出しない」以外を選択した方に、外出するときに困ることについてたずねたところ、「道路や駅に階段や段差が多い」が36.4%でもっとも高く、次いで「公共交通機関が少ない」が31.6%、「列車やバスの乗り降りが困難」と「外出にお金がかかる」が20.8%などとなっています。



問20 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(〇は1つ)

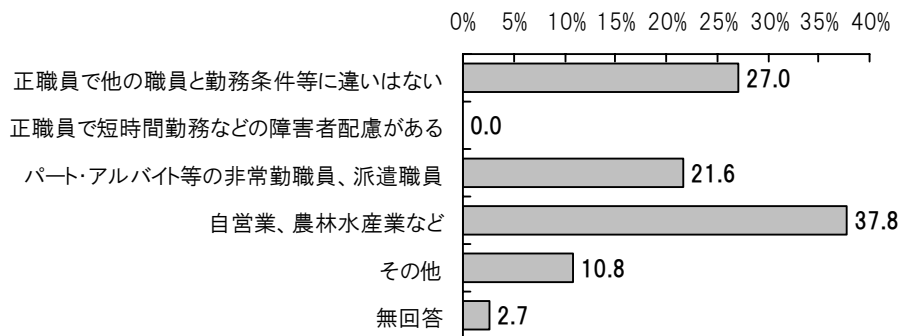


平日の日中の主な過ごし方についてたずねたところ、「自宅で過ごしている」の割合が43.5%で圧倒的に高く、次いで「会社勤めや自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が12.7%、「入院している施設や病院等で過ごしている」が11.6%などとなっています。

【問20で、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」を選択した場合にお答えください。】

問21 どのような勤務形態で働いていますか。(〇は1つ)

n=37

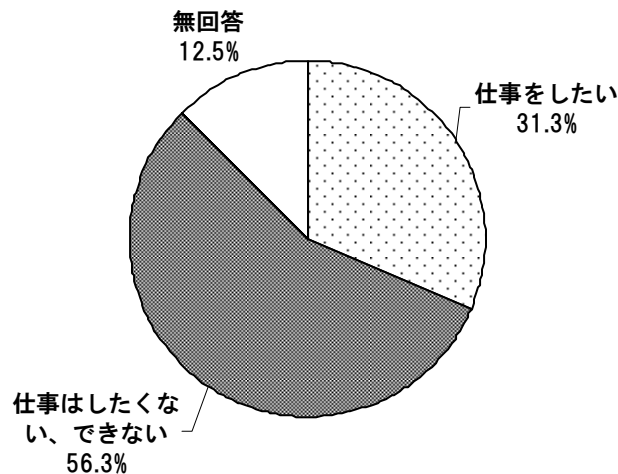


問20で「会社勤めや自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」と回答した方に、その勤務形態についてたずねたところ、「自営業、農林水産業など」の割合が37.8%（14人）でもっとも高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が27.0%（10人）、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が21.6%（8人）、「正職員で短時間勤務などの障害者配慮がある」については選択した回答者がいませんでした。

【問20で、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外を選択した18～64歳の方にお聞きします。】

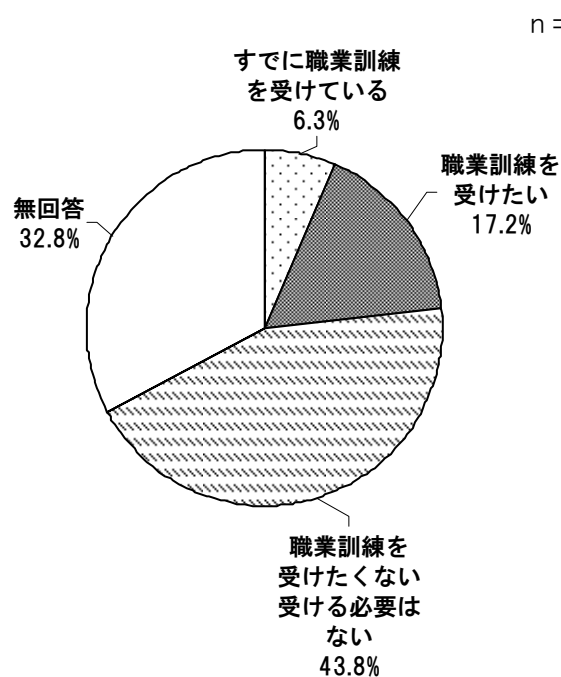
問22 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(〇は1つ)

n=64



問20で「会社勤めや自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外を選択した方に、今後収入を得る仕事をしたいかどうかについてたずねたところ、「仕事をしたい」の割合が31.3%に対し、「仕事はしたくない、できない」が56.3%で25.0ポイント上回る結果となりました。

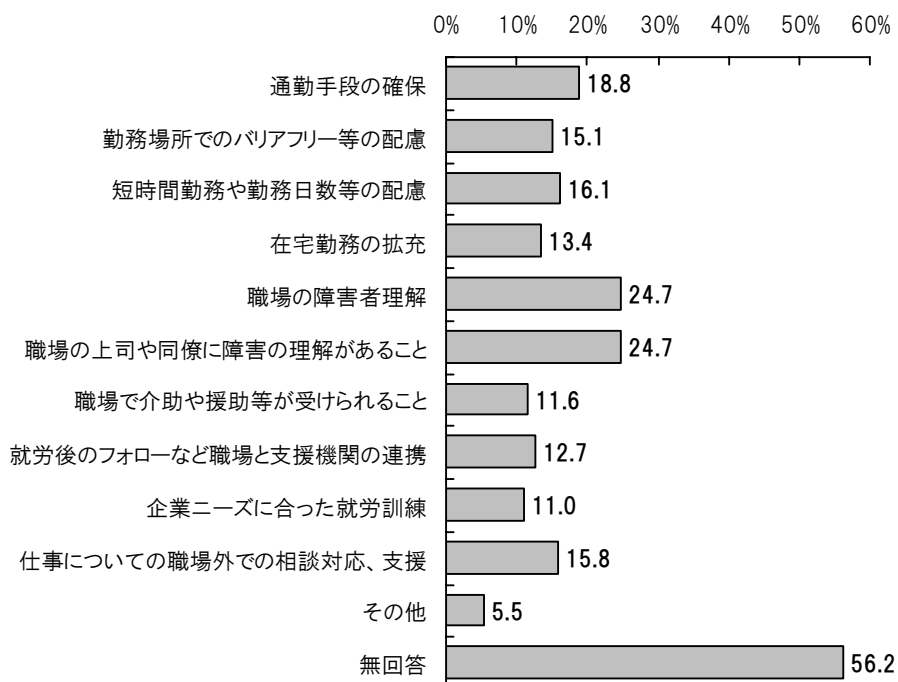
問23 収入を得る仕事を得るために、職業訓練などを受けたいと思いますか。  
(○は1つ)



問20で「会社勤めや自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外を選択した方に、職業訓練を受けたいかどうかについてたずねたところ、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が43.8%であったのに対し、「職業訓練を受けたい」が17.2%で26.6ポイント下回る結果となりました。また、「すでに職業訓練を受けている」方は6.3%となっています。

問24 あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。  
(あてはまるものすべてに○)

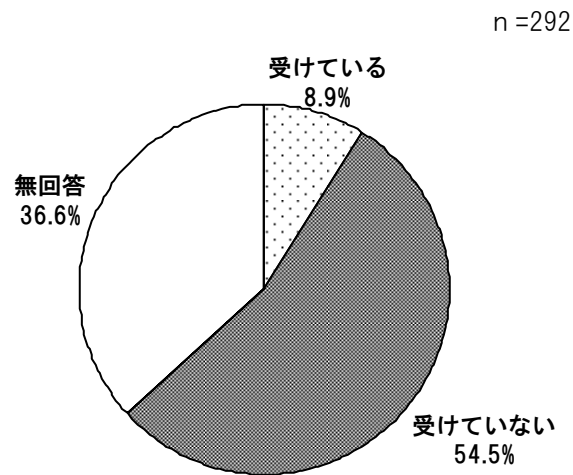
n=292



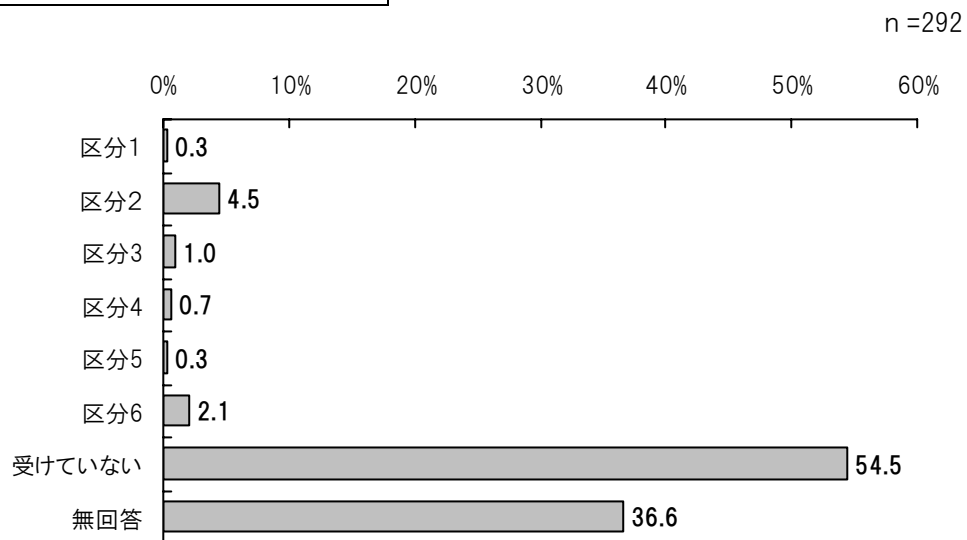
障害者の就労支援に必要なことについてたずねたところ、「職場の障害者理解」と「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の割合が 24.7%でもっとも高く、「通勤手段の確保」が 18.8%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 16.1%などとなっています。

## ○ 障害福祉サービス等の利用について

問25 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(○は1つ)



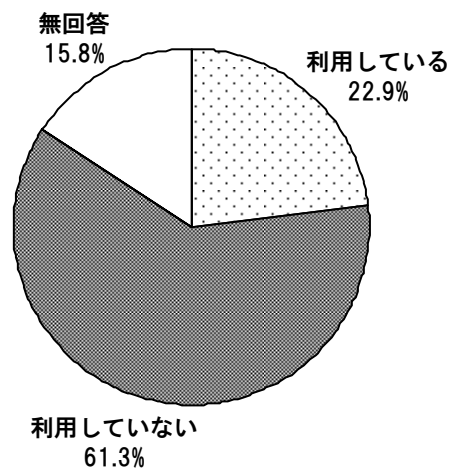
問 25 障害支援区分認定の状況



障害者支援区分認定については、「受けている」が8.9%に対し、「受けていない」が54.5%となっており、回答者の半数を超える方が認定を受けていない状況です。

問26 あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。(〇は1つ)

n=292

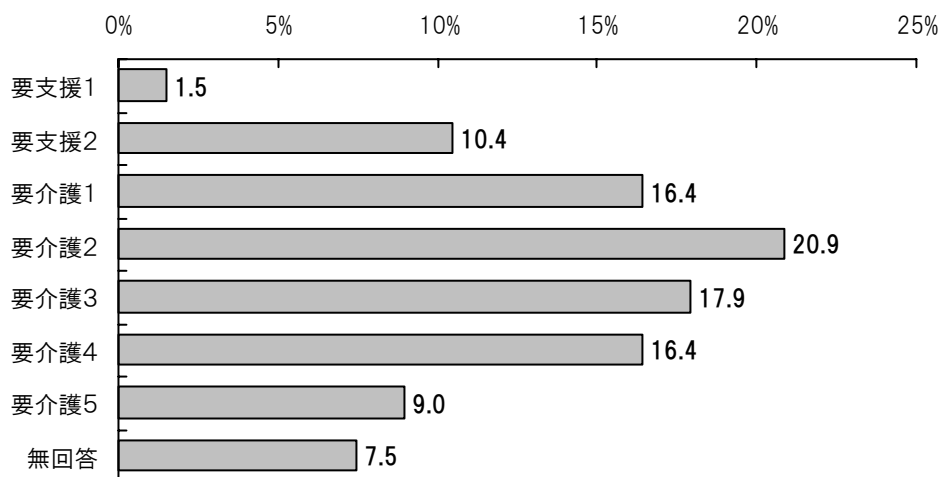


介護保険サービスの利用有無についてたずねたところ、「利用している」が22.9%に対し、「利用していない」が61.3%となっています。

【問26で、「利用している」を選択した方にお聞きします。】

問27 該当する要介護度はどれですか。(〇は1つ)

n=67



問26で介護保険サービスを「利用している」と回答した方の要介護度については、「要介護2」の割合が20.9%でもっとも高く、次いで「要介護3」が17.9%、「要介護1」と「要介護4」がともに16.4%などとなっています。また、「要介護3」以上の中重度者の割合は43.3%となっています。

問28 御宿町では、以下のような障害福祉サービス（①～⑱）の支給決定をしています。それぞれの利用の様子について、あてはまる番号1つに○をつけてください

上段：人 下段：%	利用している		利用していない			無回答
	満足している	不満がある	今後は 利用したい	今後も 利用しない	どうい うサー ビスか、 よく分 からない	
①居宅介護	11 3.8	4 1.4	36 12.3	35 12.0	60 20.5	146 50.0
②重度訪問介護	1 0.3	2 0.7	21 7.2	39 13.4	63 21.6	166 56.8
③行動援護	2 0.7	1 0.3	22 7.5	39 13.4	67 22.9	161 55.1
④同行援護	3 1.0	0 0.0	25 8.6	38 13.0	63 21.6	163 55.8
⑤重度障害者等包括支援	1 0.3	0 0.0	21 7.2	40 13.7	69 23.6	161 55.1
⑥短期入所(ショートステイ)	7 2.4	0 0.0	33 11.3	51 17.5	43 14.7	158 54.1
⑦生活介護	12 4.1	3 1.0	29 9.9	41 14.0	56 19.2	151 51.7
⑧療養介護	0 0.0	0 0.0	27 9.2	42 14.4	61 20.9	162 55.5
⑨自立訓練	2 0.7	2 0.7	27 9.2	45 15.4	52 17.8	164 56.2
⑩就労移行支援	1 0.3	0 0.0	13 4.5	56 19.2	55 18.8	167 57.2
⑪就労継続支援(A型・B型)	3 1.0	0 0.0	9 3.1	55 18.8	62 21.2	163 55.8
⑫児童発達支援・放課後等デイサービス	1 0.3	0 0.0	11 3.8	63 21.6	47 16.1	170 58.2
⑬グループホーム	5 1.7	1 0.3	23 7.9	50 17.1	49 16.8	164 56.2
⑭施設入所支援	14 4.8	4 1.4	27 9.2	41 14.0	53 18.2	153 52.4
⑮相談支援事業	7 2.4	1 0.3	34 11.6	30 10.3	60 20.5	160 54.8
⑯地域活動支援センター	3 1.0	1 0.3	23 7.9	38 13.0	68 23.3	159 54.5
⑰移動支援	3 1.0	2 0.7	25 8.6	38 13.0	62 21.2	162 55.5
⑱日常生活用具給付	18 6.2	3 1.0	23 7.9	36 12.3	59 20.2	153 52.4
⑲日中一時支援	7 2.4	3 1.0	19 6.5	41 14.0	63 21.6	159 54.5

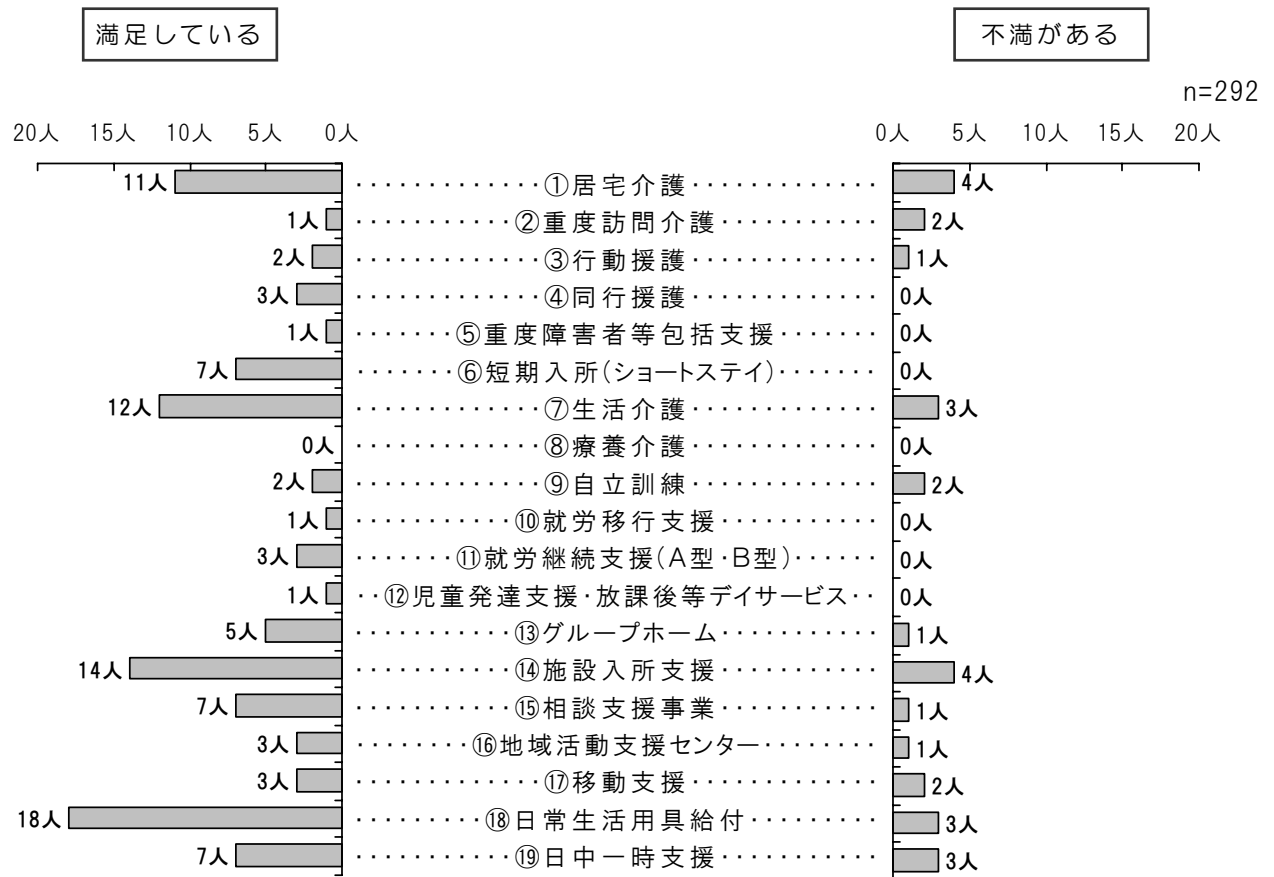
### ○ サービスの利用度

「満足している」と「不満がある」を合わせた『利用している』人の数は、「⑱日常生活用具給付」が21人でもっとも多く、次いで「⑭施設入所支援」が18人、「①居宅介護」と「⑦生活介護」が15人などとなっています。

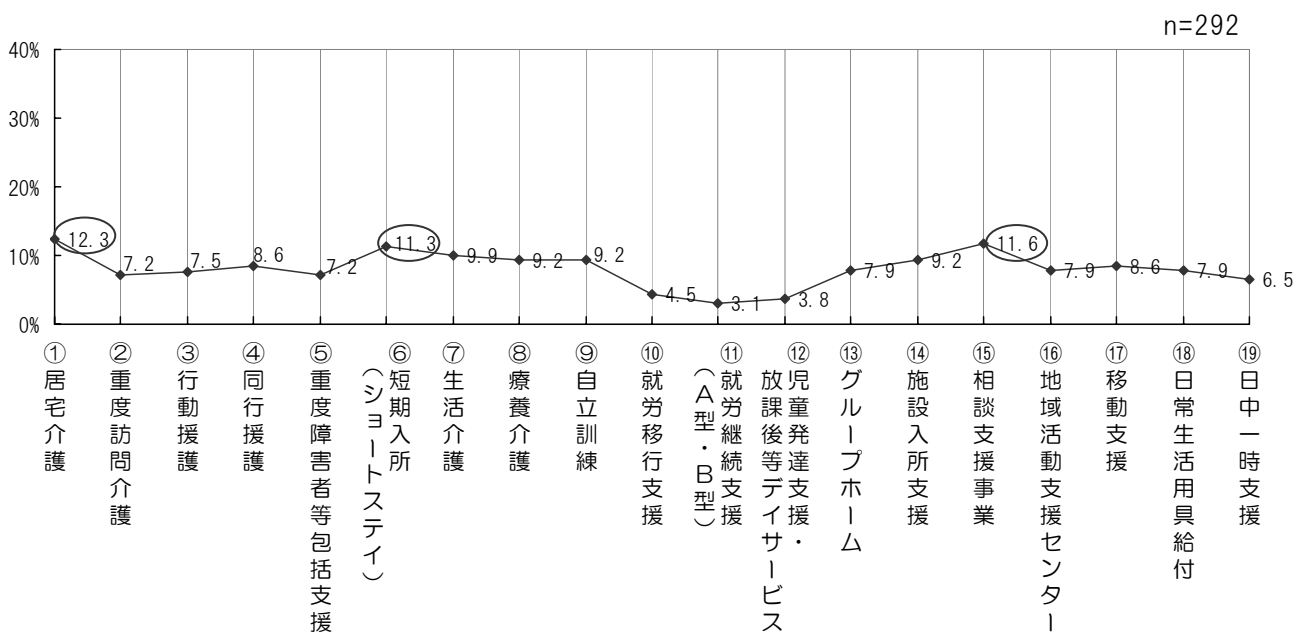
### ○ サービスの認知度

一部を除き、ほぼすべてのサービスについて「どういうサービスか、よく分からない」との回答が、2割前後の高い割合で見られました。無回答層の多さとあわせ、サービスの認知度はまだ十分ではないことがうかがえます。

■ 障害福祉サービスの満足度（「満足している」と「不満がある」の内訳）

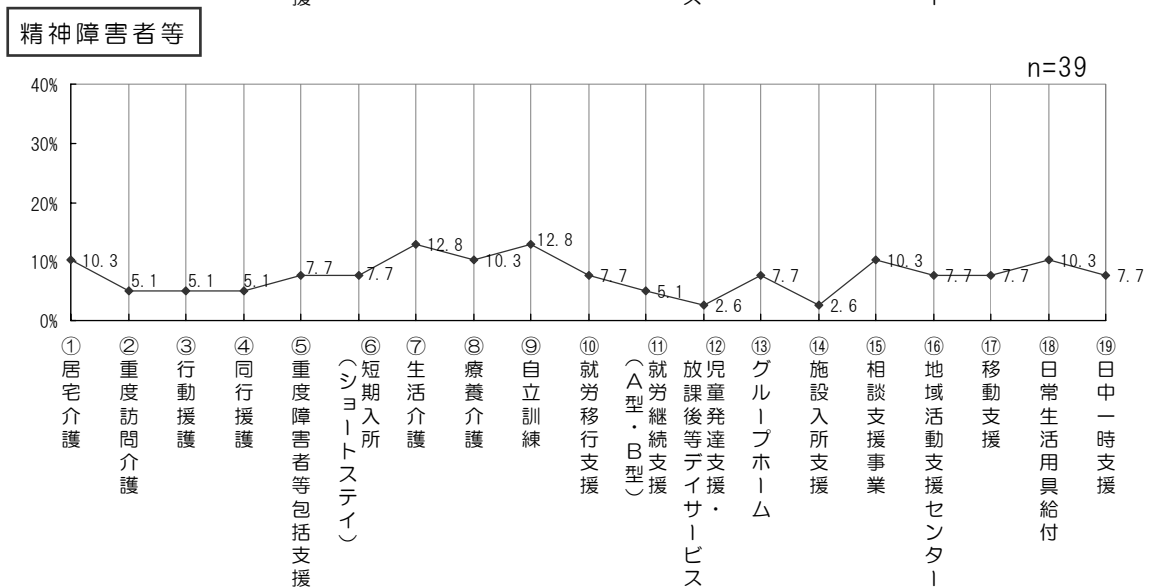
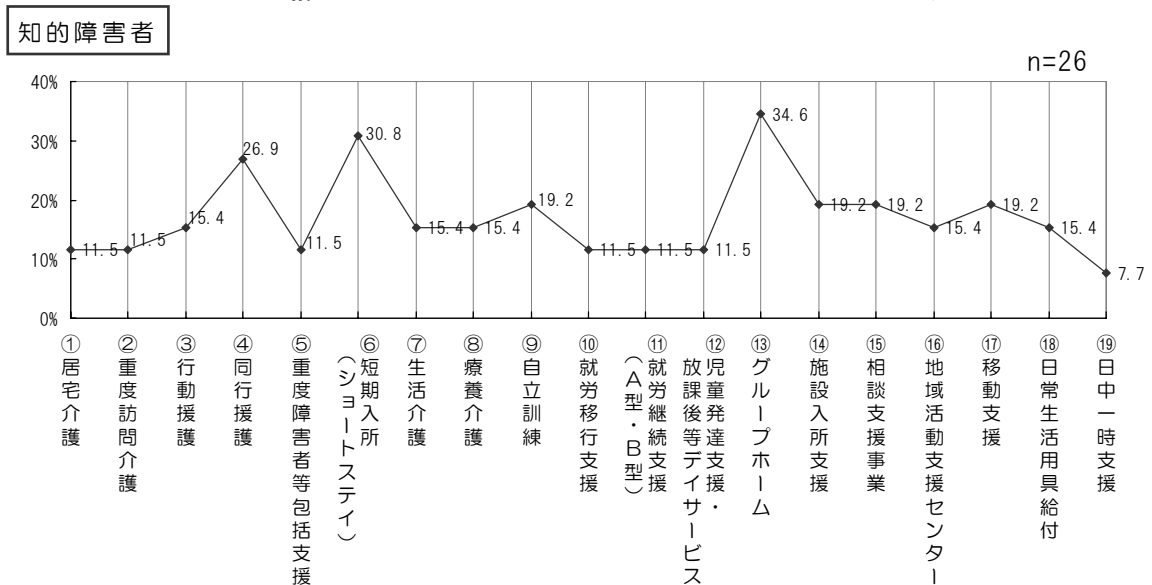
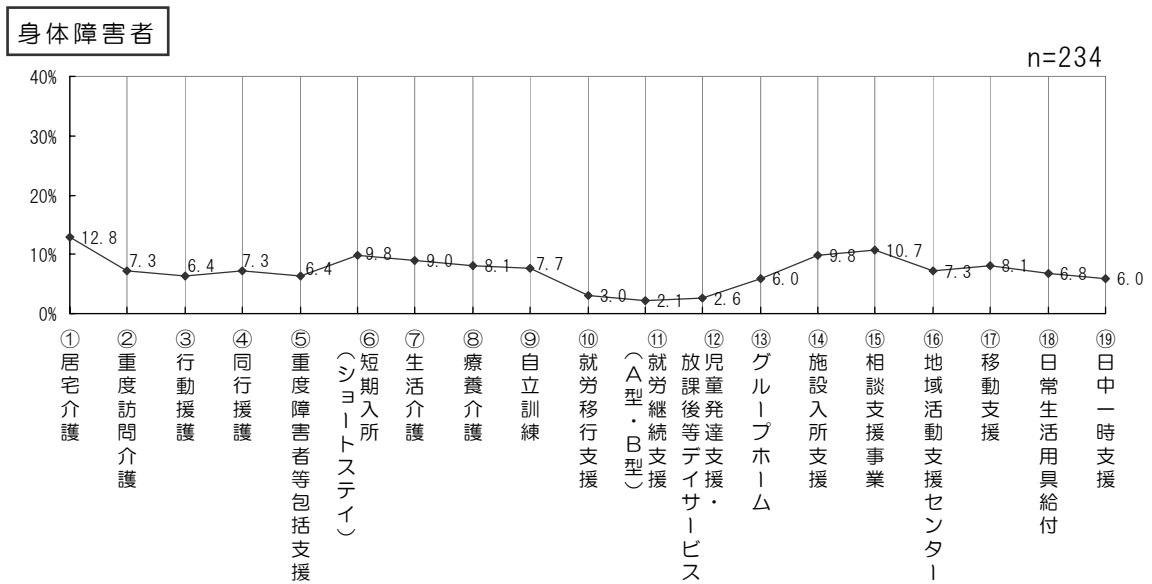


■ 障害福祉サービスの今後の利用意向（「利用したい」の回答割合）



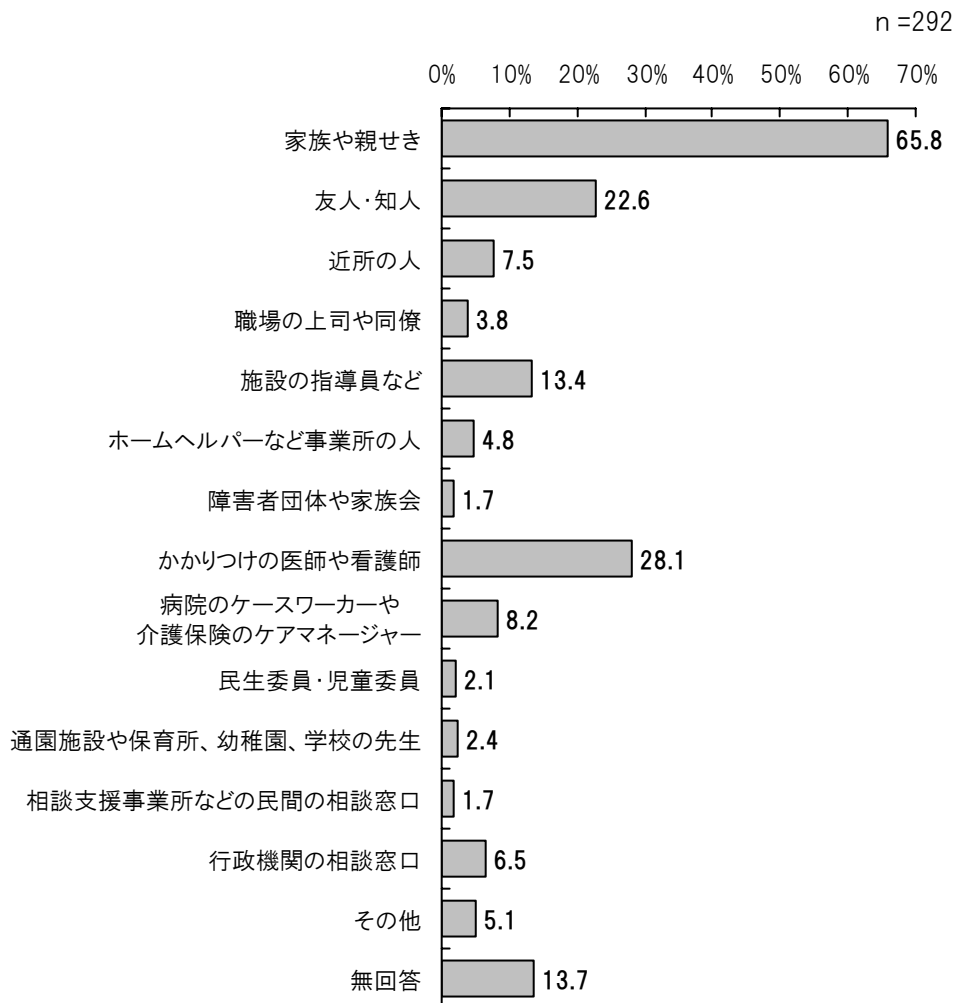


■ 障害別 障害福祉サービスの今後の利用意向（「利用したい」の回答割合）



## ○ 相談相手について

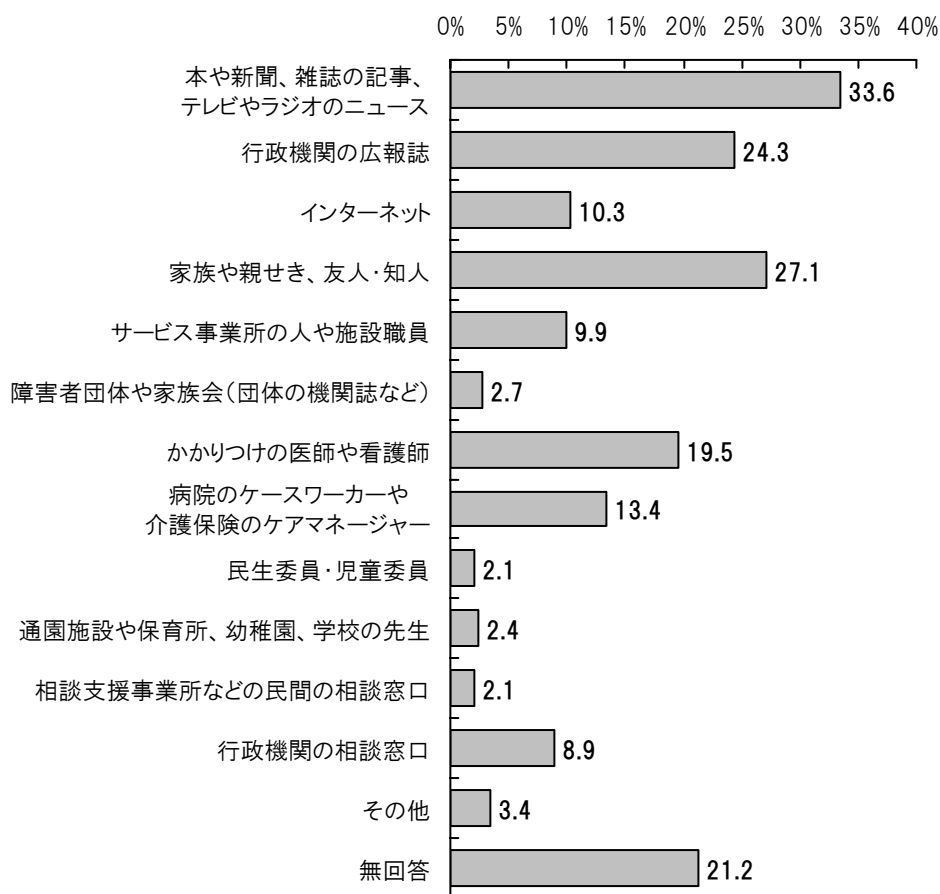
問29 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。  
(あてはまるものすべてに○)



相談相手についてたずねたところ、「家族や親せき」の割合が 65.8%でもっとも高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が 28.1%、「友人・知人」が 22.6%などとなっています。

問30 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

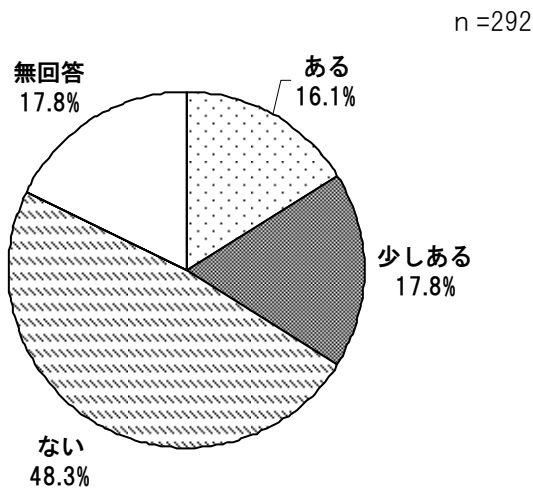
n=292



障害や福祉サービスに関する情報の入手方法についてたずねたところ、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」の割合が33.6%でもっとも高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が27.1%、「行政機関の広報誌」が24.3%などとなっています。

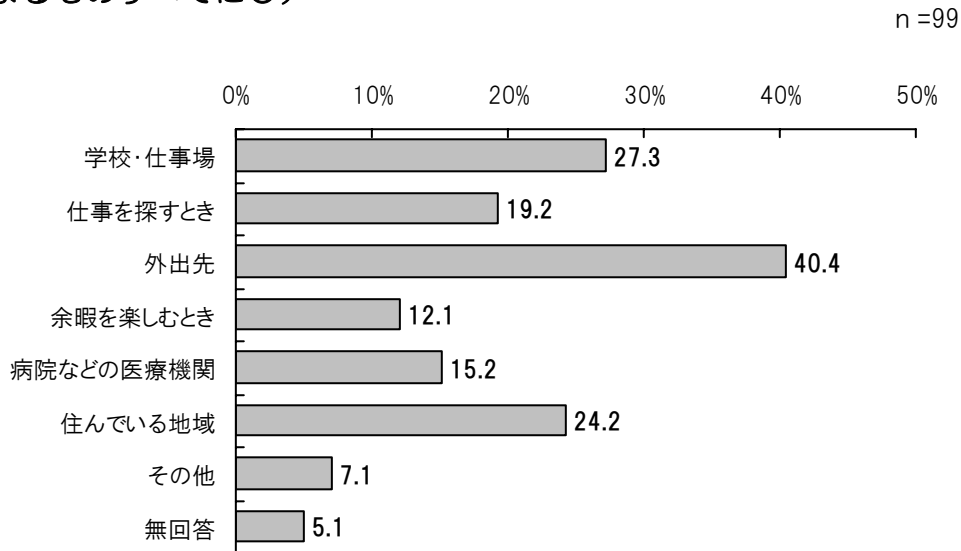
○ 権利擁護について

問31 あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（○は1つ）



差別や嫌な思いをした経験の有無についてたずねたところ、「ある」が 16.1%、「少しある」が 17.8%、「ない」が 48.3%となっています。また、「ある」と「少しある」をあわせた『嫌な思いをした何らかの経験がある』の割合は 33.9%です。

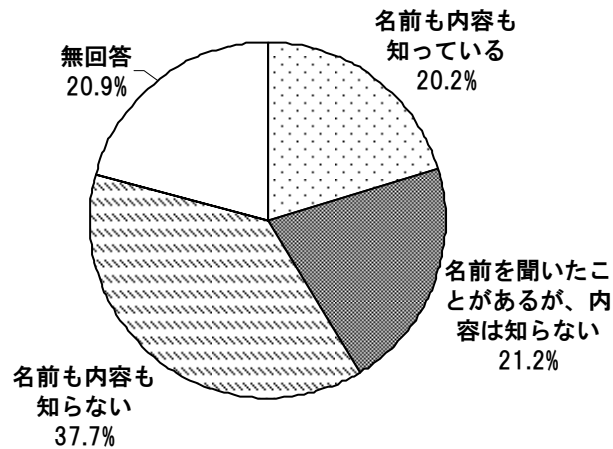
【問31で、「ある」又は「少しある」と回答された方にお聞きします。】  
 問32 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。  
 （あてはまるものすべてに○）



嫌な思いをした場所についてたずねたところ、「外出先」の割合が 40.4%でもっとも高く、次いで「学校・仕事場」が 27.3%、「住んでいる地域」が 24.2%などとなっています。

問33 成年後見制度についてご存じですか。(〇は1つ)

n=292

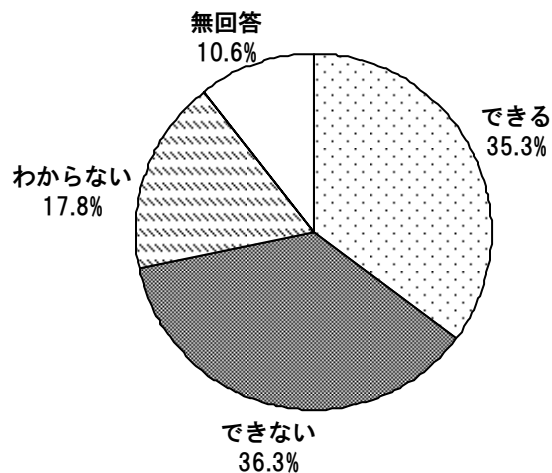


成年後見制度の認知状況についてたずねたところ、「名前も内容も知っている」が20.2%、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が21.2%、「名前も内容の知らない」が37.7%となっています。また、「名前も内容も知っている」と「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」をあわせた『名前は聞いたことがある』の割合は41.4%です。

○ 災害時の避難等について

問34 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(〇は1つ)

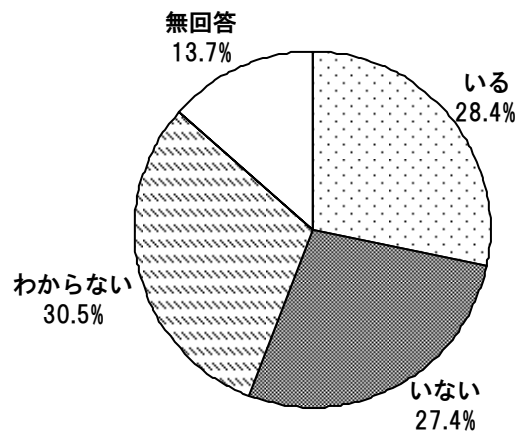
n=292



災害時に一人で避難できるかどうかについてたずねたところ、「できる」が35.3%に対し、「できない」が36.3%でほぼ同率となっています。一方、「わからない」は17.8%でした。

問35 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいいますか。(〇は1つ)

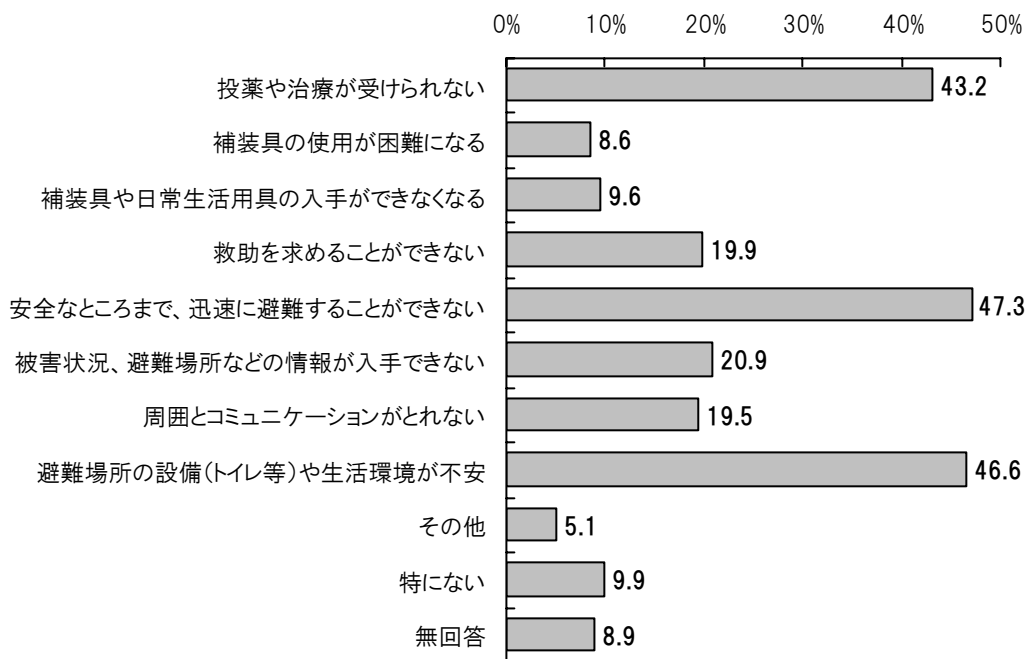
n=292



近所に助けてくれる人がいるかどうかについてたずねたところ、「いる」が28.4%に対し、「いない」が27.4%でほぼ同率となっています。一方、「わからない」は30.5%でもっとも高い割合となっています。

問36 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに〇)

n=292



災害時に困ることについてたずねたところ、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が47.3%でもっとも高く、次いで「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」の割合が46.6%、「投薬や治療が受けられない」が43.2%などとなっています。

# 第2部

## 第3次障害者計画

### 第1章

計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念等

### (1) 計画の基本理念

誰もが その人らしく暮らせる  
やさしいまち おんじゅく

従来、障害のある人も一人の人間としてそれぞれ個性を持っており、障害のない人と共に社会の中で互いに助け合って生きる存在である、という当然の認識が忘れられていました。しかし、国際障害者年を機に、我が国においても、障害のある人も尊厳を持った一人の人間として等しく主体性・自立性を確保し、あらゆる分野の活動に積極的に参加できるよう、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」という2つの理念の推進が打ち出され、全地球的に障害者施策が進められてきました。

障害のある人がその人らしく地域で暮らしていくためには、支援の充実に加え、様々な立場の人たちが互いの違いを認め合い、支え合う、より成熟した地域社会を形成していくことが必要です。全国的に高齢化が進行する状況にあって、千葉県においても「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の取り組みを進めていく中で、誰もが障害を持つ立場になり得るという視点に立ち、障害のある人に優しい社会をつくるのが、すべての人にとって優しい社会に繋がるとしています。

本町においても、障害のある人とない人が共に生きることを通じて、障害や障害のある人への理解を深めていくために、できる限り交流や啓発を図ることとともに、これからの社会をつくっていく子どもたちの意識形成に力を注いでいくことに努めます。

これらの前提を踏まえ、本計画では、関連する国・県の法令・計画との整合を図りつつ、引き続き御宿町第2次障害者計画に掲げた「誰もが その人らしく暮らせる やさしいまち おんじゅく」を基本理念として継承します。この基本理念のもとに、すべての障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、総合的な支援を推進していきます。



## (2) 計画の基本的視点

基本理念に掲げた「誰もが その人らしく暮らせる やさしいまち おんじゅく」の実現のため、次の3つの基本的視点に立って、本計画を推進します。

1. 地域で共に生きる
2. やさしい社会に生きる
3. その人らしく生きる

### **基本的視点1 地域で共に生きる**

障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域のなかで同じように生活することができるよう、様々な条件を整備していくとともに、支援体制の充実を図り、共に生きるノーマライゼーション社会を創設します。

### **基本的視点2 やさしい社会に生きる**

障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力の向上を目指すとともに、各ライフステージのすべての段階で主体性・自立性という人間本来の生き方の回復・獲得を目指すリハビリテーション社会を構築します。

### **基本的視点3 その人らしく生きる**

自己の長所や能力を自覚し、主体的に自己決定し、問題解決能力を身につけていくという考え方を目指し、また、自己の意思を表明できるように相談の実施等による意思決定の支援を行ない、この趣旨に基づいた、障害のある人の地域生活を積極的に支援していきます。

### (3) 計画の基本目標

本計画では、前述の基本理念と基本的視点に基づき、次の5つの基本目標を設定します。

1. 障害者福祉サービスの充実
2. 保健・医療の充実
3. 交流・社会参加の促進
4. 移動条件・生活環境の整備
5. 支援体制の充実

#### 基本目標1 障害者福祉サービスの充実

障害のある人が住みなれた地域で充実した生活を営み、自立と社会参加を実現していくために、「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスが受けられるよう計画的に提供体制を整備するとともに、市町村事業である地域生活支援事業により、町独自の適切なサービス提供に努めていきます。また、障害のある人の地域生活を支える経済的支援制度の充実について関係機関に要望するとともに、さらなる制度の周知・普及に努めます。

#### 基本目標2 保健・医療の充実

健康相談や各種検診、健康教育などを充実し、障害の原因疾患等の予防・早期発見・早期支援を図ります。また、障害のある人の社会復帰のために、医療・リハビリテーション体制の充実に努めます。

#### 基本目標3 交流・社会参加の促進

障害のある子どもやその家族、学校等に対する相談支援体制と教育環境の整備・充実を図ります。また、障害のある人の働く意欲を尊重し、関係機関との連携を図りながら、就労のための訓練や就労機会の確保に努めます。さらに、障害のある人一人ひとりがより豊かな生活を送れるよう、文化・芸術活動やスポーツレクリエーション等の余暇活動に親しむための環境整備に努めます。

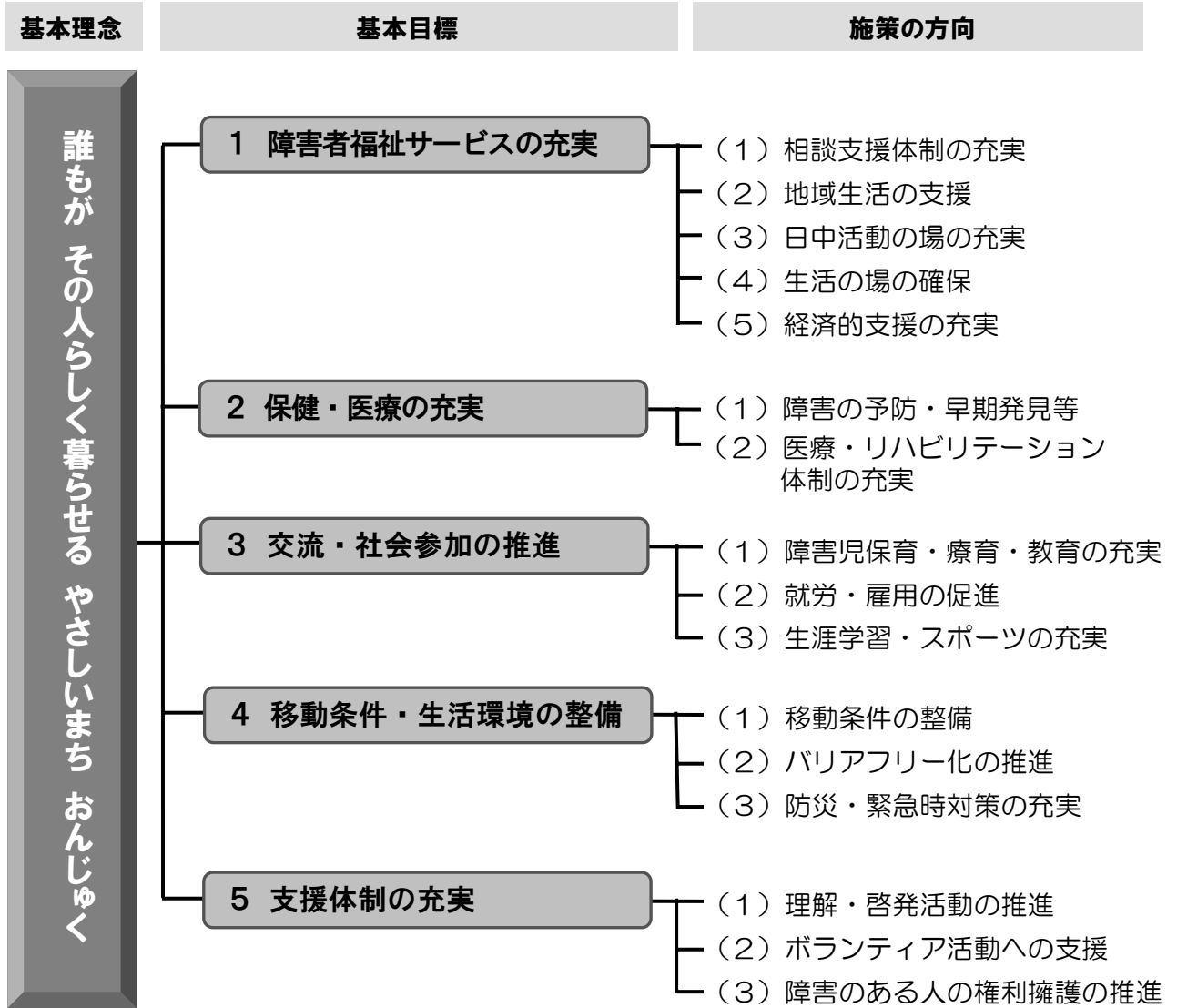
#### **基本目標4 移動条件・生活環境の整備**

障害のある人が自由に行動し、安心して生活を送ることができるよう、地域生活支援事業における移動支援の充実等を通じ、移動条件の整備を図ります。さらに、障害のある人が快適に生活できるよう、バリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を基本とするまちづくりを推進していきます。また、近年、災害の危険や障害のある人に対する犯罪、事故が増加していることから、緊急時連絡体制の整備・普及や防災・防犯に関する機関との連携強化を図るなど、障害のある人が安心して暮らせる生活環境の整備に努めます。

#### **基本目標5 支援体制の充実**

福祉教育や広報等を通じて、障害や障害のある人に対する理解促進や啓発活動の推進に努めます。また、ボランティア活動が促進されるよう、関係団体の育成・支援や交流活動の支援体制整備を図るとともに、必要な福祉人材の育成に努めます。さらに、障害のある人に対する権利侵害や差別を防止し、その被害から障害のある人を守る体制の整備が必要です。そのために、障害のある人の権利擁護のための取り組みを推進します。

## 2 計画の体系



# 第2章

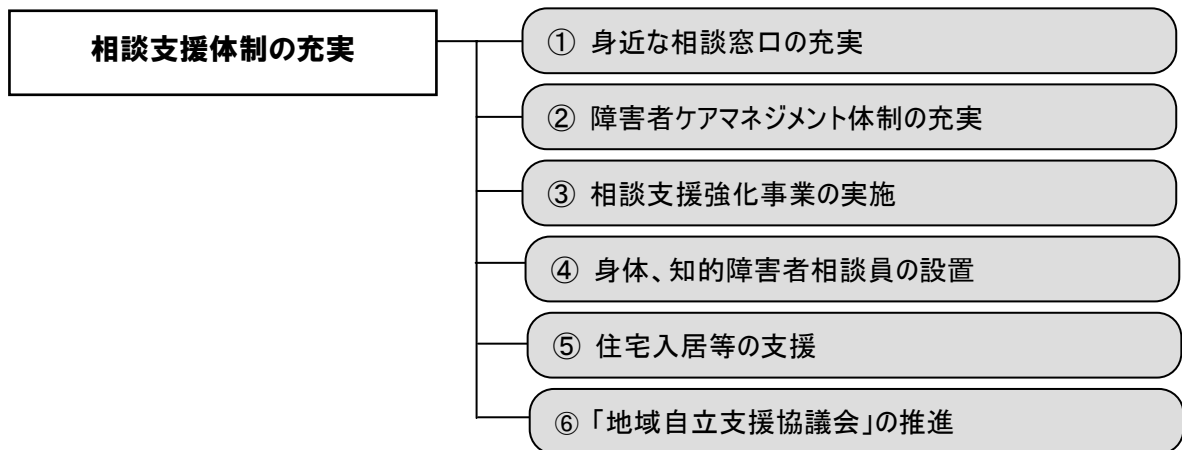
施策の展開

# 1 障害者福祉サービスの充実

## (1) 相談支援体制の充実

従来から、身体・知的・精神障害者の意識調査では、「相談支援事業」を『利用したい』という要望が高いにもかかわらず、あまり利用が拡大していない状況がありました。このため、平成 24 年4月からは、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく相談員の設置事業を実施し、相談支援体制の整備・充実を図っています。

また、ケアマネジメントに関しては、「サービス等利用計画」の作成について、障害のある人の自立した生活を支え、その抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、平成 24 年4月から段階的に拡大し、平成 26 年度までに全ての障害福祉サービス利用者が対象となっています。



### ① 身近な相談窓口の充実

障害のある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスに関する情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助等を行います。

### ② 障害者ケアマネジメント体制の充実

障害のある人等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供者との連絡調整等を行い、障害のある人の自立した生活を支え、その抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するための「サービス利用計画」作成を行います。

また、入所施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、居宅の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行う「地域移行支援」と、地域移行した障害のある人が地域に定着するための相談、緊急時の対応などを行う「地域定着支援」を実施します。

### ③ 相談支援強化事業の実施

困難ケースへの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図ります。

### ④ 身体、知的障害者相談員の設置

平成 24 年 4 月から、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく相談事業を広く展開するため実施している「相談員設置事業」について、今後も、より身近な地域で相談ができるよう継続実施していきます。

### ⑤ 住宅入居等の支援

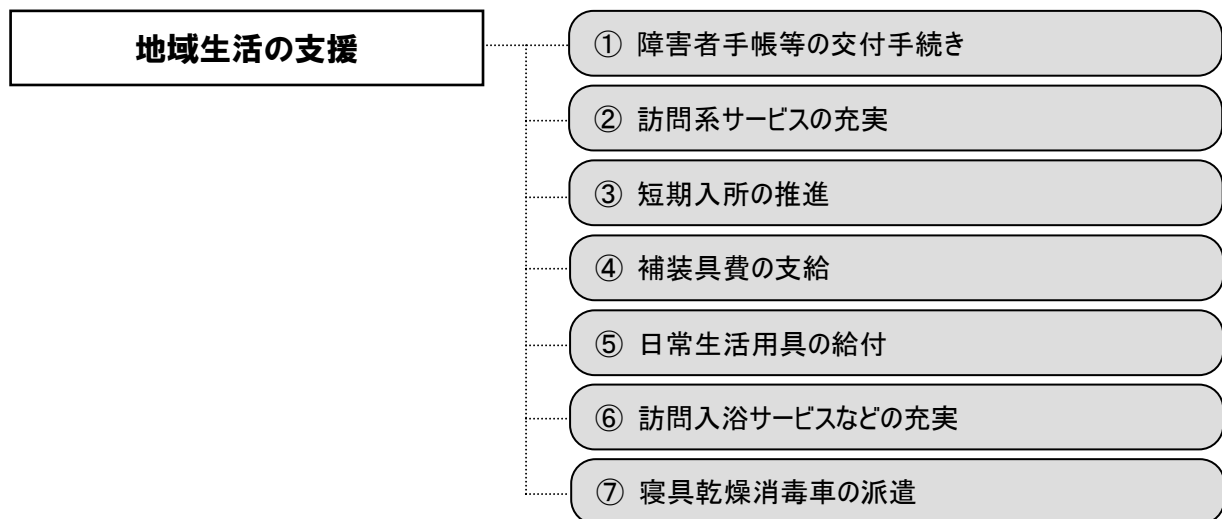
賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により、入居が困難な障害のある人に関し、入居に必要な調整等についての支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

### ⑥ 「地域自立支援協議会」の推進

夷隅郡市 2 市 2 町が中心となって、関係機関、関係団体及び障害福祉、医療、教育または雇用に関連する職務に従事する人やその他の関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における障害のある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害のある人等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関として協議会を設置・運営し、相談事業の評価や困難事例への対応等についての協議・調整を行います。

## (2) 地域生活の支援

障害のある人が住みなれた家庭や地域で、より充実した生活を営むためには、地域での福祉サービスを充実させ、障害のある人の自立した生活に向けた支援を行うことが重要です。入所施設の長期入所者、精神科病院への長期入院患者等の地域移行により、サービス利用が増加することが考えられるため、訪問系サービス事業所、介護保険事業所や新たな事業所への必要な情報提供を図って事業所の確保に努め、指定障害福祉サービスの訪問系事業（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援）や「短期入所（ショートステイ）」をはじめ、市町村事業である地域生活支援事業により、町独自の適切なサービス提供に努めていきます。



### ① 障害者手帳等の交付手続き

一定の要件を満たす方に対して、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付手続きを行います。その際に、利用できる保健・福祉サービス、年金、各種手当等についての説明を行い、周知の徹底を図ります。

#### ■手帳等の交付状況（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
合 計	432	446	459	472	471
身体障害者	357	371	375	383	380
知的障害者	43	43	47	49	50
精神障害者	32	32	37	40	41

（資料：保健福祉課 各年 4 月 1 日現在）



## ② 訪問系サービスの充実

身体介護・家事援助などの介護や移動の際の支援を必要とする障害のある人がそれらを受けられるよう、「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「同行援護」「重度障害者等包括支援」といった“訪問系サービス”を担う、居宅介護事業者の参入の促進に努めます。

## ③ 短期入所の推進

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含めた施設で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。知的障害者のショートステイは夷隅郡市内の施設、身体障害者のショートステイは鴨川市・市原市など遠方の施設、障害児のショートステイは長生郡の施設を利用しています。遠方の施設利用となっているため、より近隣の施設等でサービスを利用できるよう広域での体制整備に努めます。

### ■短期入所の事業実績（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
知的障害者	3	1	0	0	0
精神障害者	0	0	0	0	0
障害児	0	0	0	0	0

(資料:保健福祉課 各年度 10 月現在)

## ④ 補装具費の支給

補装具（身体機能を補完・代替し、かつ長時間にわたり継続して使用されるもの）の購入・修理等にかかる費用の支給を行います。

### ■補装具の交付・修理の事業実績（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
補装具交付者数	13	18	20	20	18
うち修理	3	6	13	10	9

(資料:保健福祉課)

## ⑤ 日常生活用具の給付

重度の障害のある人を対象に、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付または貸与します。なかでも、ストーマ用装具や障害によって情報収集や意思疎通が困難な障害者を支援するための情報意思疎通支援用具、入浴や食事、移動等の自立生活を支援するための自立生活支援用具等の実績が多いため、制度の情報提供に努め、適切に給付します。

■日常生活用具の事業実績（単位：件）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
給付者数 (延べ人数)	41	46	50	48	40
スチーム用装具	36	42	44	38	36

※スチーム用装具については、6 か月毎に支給決定

(資料:保健福祉課)

⑥ 訪問入浴サービスなどの充実

○ 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

○ 移動入浴車の派遣

重度の寝たきり障害者の自宅に移動入浴車を派遣し、入浴の介助を行います。

■移動入浴車の派遣（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動入浴車の派遣	0	0	0	0	0

(資料:保健福祉課 各年度 10 月現在)

⑦ 寝具乾燥消毒車の派遣

自宅において寝具乾燥が困難な重度心身障害者に対し、月 2 回、寝具乾燥消毒車の派遣を行います。

■寝具乾燥消毒車の派遣（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
寝具乾燥消毒車の派遣	1	1	1	1	1

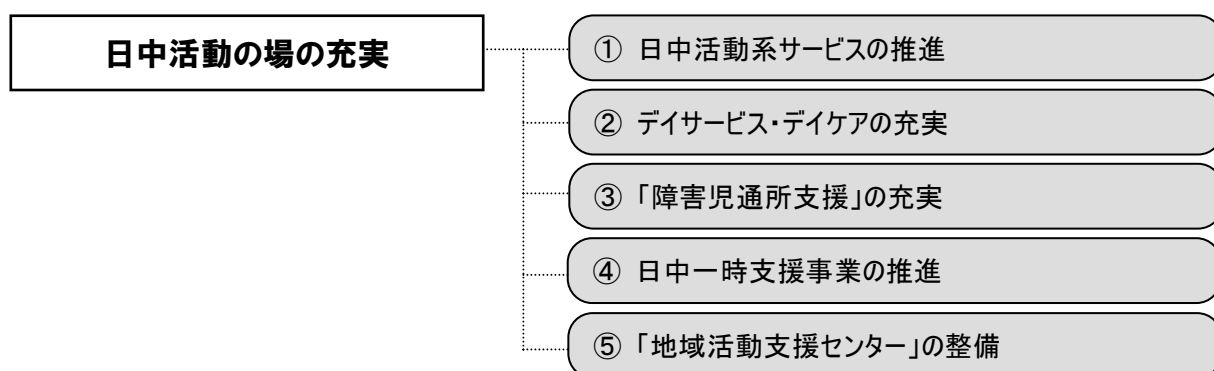
(資料:保健福祉課 各年度 10 月現在)

### (3) 日中活動の場の充実

日中活動の場は、障害のある人の自立と社会参加、家族等の負担軽減のために必要です。

今後は、近隣の事業所や健康福祉センター（保健所）、社会福祉施設等と連携を取りながら、活動内容の一層の充実を図ります。

平成 24 年 4 月から、障害者自立支援法（※当時）及び児童福祉法の改正により、障害児に関する事業が児童福祉法に位置づけられ、通所による事業の実施主体が市町村となっています。



#### ① 日中活動系サービスの推進

“日中活動系サービス”の「生活介護」「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」「療養介護」の各事業の利用を推進し、障害のある人の日中活動の機会および場の確保を図ります。

#### ② デイサービス・デイケアの充実

身体障害者・知的障害者・障害児のデイサービスについては、事業所によるサービスの充実を図り、精神障害者デイケアについては、保健所で「デイケアクラブ」としてレクリエーションや創作活動を実施していますが、今後は、保健所と連携・協働を図りながら活動内容を充実させるとともに、平成 26 年から大多喜町内に移設された『地域活動支援センター・レインボー』と連携を図り、情報提供や利用環境の整備を進めます。

### ③ 「障害児通所支援」の充実

#### ○ 児童発達支援

通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域にいる障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設への支援」を実施する「児童発達支援センター」及び通所利用の障害児への支援を行う身近な療育の場である「児童発達支援事業」を提供します。

#### ○ 放課後等デイサービス

学校就学中の障害児に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

#### ■放課後等デイサービスの事業実績（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
知的障害者	1	1	1	3	3

(資料:保健福祉課 各年度 10 月現在)

#### ○ 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害児や今後利用する予定の障害児に、訪問により集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

### ④ 日中一時支援事業の推進

在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、見守り等の支援が必要な方に対し、日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。

#### ■日中一時支援事業の事業実績（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障害者	0	0	1	1	1
知的障害者	5	8	9	8	8
精神障害者	0	0	0	0	0

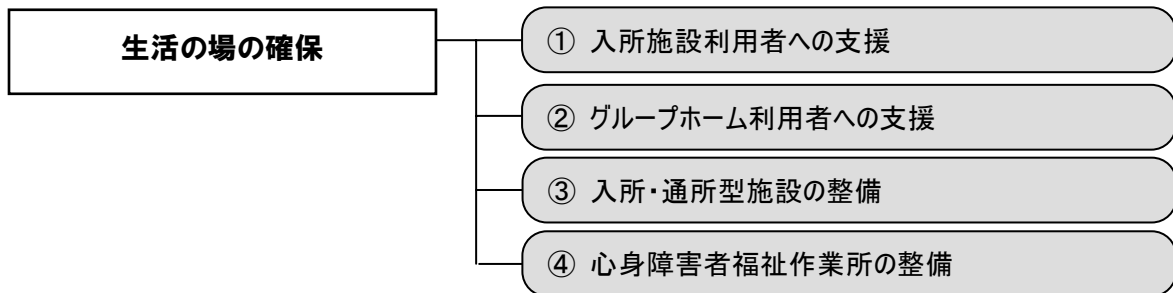
### ⑤ 「地域活動支援センター」の整備

創作的活動や生産的活動の機会の提供のほか、社会との交流の促進など、多様な活動の場を提供します。

## (4) 生活の場の確保

障害者総合支援法では、“居住系サービス”は、「介護給付」としての「施設入所支援」と、「訓練等給付」としての「共同生活援助（グループホーム）」に区分されています。（平成26年4月から、障害者総合支援法により、従来の「ケアホーム」がグループホームに一元化されています。）

「施設入所支援」については、地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるように、本町で利用実績のある施設を中心に連携を取り、必要な入所施設の確保に努めます。また、グループホームについては、障害のある人の地域生活への移行を進めるために重要であり、社会資源の活用を検討し、障害のある人の生活の場の確保に努めます。



### ① 入所施設利用者への支援

真に入所が必要な重度障害者などについて、「施設入所支援」事業の利用を促進し、広域的に施設と連携を深めながら入所の支援を行います。

### ② グループホーム利用者への支援

障害のある人の自立生活の促進・支援のため、生活拠点であるグループホーム等の設置を推進するとともに、入居する障害のある人への家賃補助等の支援を継続します。

#### ■グループホームの事業実績（単位：人）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
知的障害者	5	6	7	7	7
精神障害者	3	4	5	4	6

（資料：保健福祉課 各年度10月現在）

### ③ 入所・通所型施設の整備

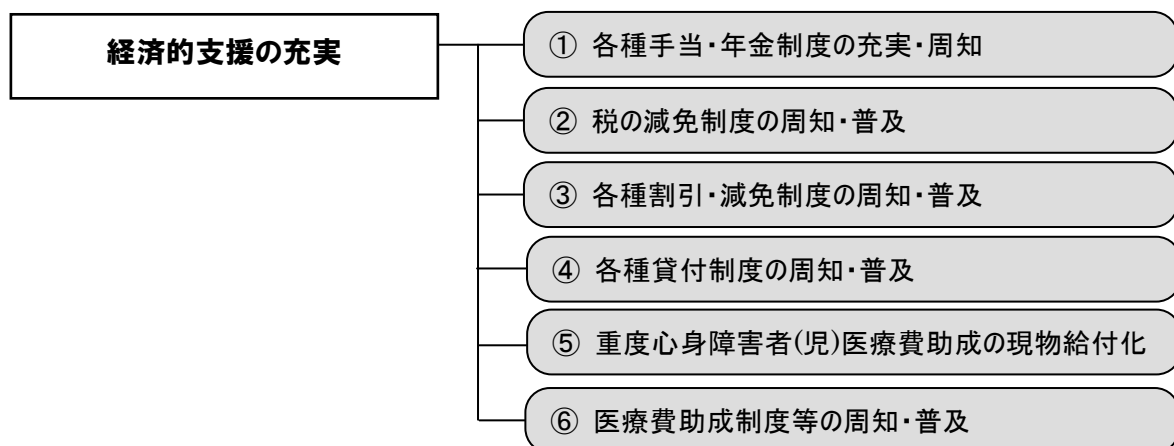
入所・通所施設、その他短期入所・デイサービスのための施設の整備について、民間活力の活用を図りながら夷隅圏域を中心に広域的な対応を検討します。

### ④ 心身障害者福祉作業所の整備

通所による作業訓練を通じての社会参加や、障害のある人が仲間と語る憩いの場としての「心身障害者福祉作業所」の整備については、今後も、必要に応じて検討します。

## (5) 経済的支援の充実

障害のある人の生活の安定と自立、社会参加を進めていく上で、基本となる経済的基盤の確立が極めて重要です。なかでも、各種の年金や手当の制度は多くの障害のある人の生活を支える上で重要な役割を果たしています。今後も、これらの制度の充実を関係機関に要望していくとともに、手帳交付時における窓口での説明などにより、制度の周知に努めます。



### ① 各種手当・年金制度の充実・周知

障害のある人の生活の安定を図るため、「障害基礎年金」や「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「福祉手当」「特別児童扶養手当」などに関する情報を周知するとともに、利用促進に努めます。

#### ■各種手当受給者数の事業実績（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特別障害者手当	10	9	10	5	5
障害児福祉手当	5	5	5	5	6
福祉手当	1	1	1	1	1
特別児童扶養手当	17	17	17	16	15

（資料：保健福祉課 各年度 4 月 1 日現在）

### ② 税の減免制度の周知・普及

交通運賃割引、所得税・住民税の控除、自動車税・自動車取得税の減免など、各種制度に関する情報を周知するとともに、利用促進に努めます。

### ③ 各種割引・減免制度の周知・普及

身体障害者、知的障害者、精神障害者に、有料道路の割引（E T C）、JR 運賃や国内航空運賃の割引、NHK 放送受信料の減免などに関する制度の周知と普及に努めます。

### ④ 各種貸付制度の周知・普及

障害のある人の自立更生に必要な資金を確保するため、「生活福祉資金貸付制度」など各種制度に関する情報を周知するとともに、利用促進に努めます。

### ⑤ 重度心身障害者（児）医療費助成の現物給付化

重度心身障害者（児）医療費助成について、従来、医療機関窓口で自己負担額を全額支払い、申請することによって支給を受ける「償還払い」を実施していましたが、医療機関窓口での「現物給付」の取扱いも実施し、対象者の一時負担及び請求に係る負担の軽減に努めます。

### ⑥ 医療費助成制度等の周知・普及

重度の心身障害者（児）の医療費の負担を軽減するための医療費等の助成制度や、育成医療・更生医療及び精神通院医療などの「自立支援医療制度」の周知と普及に努めます。

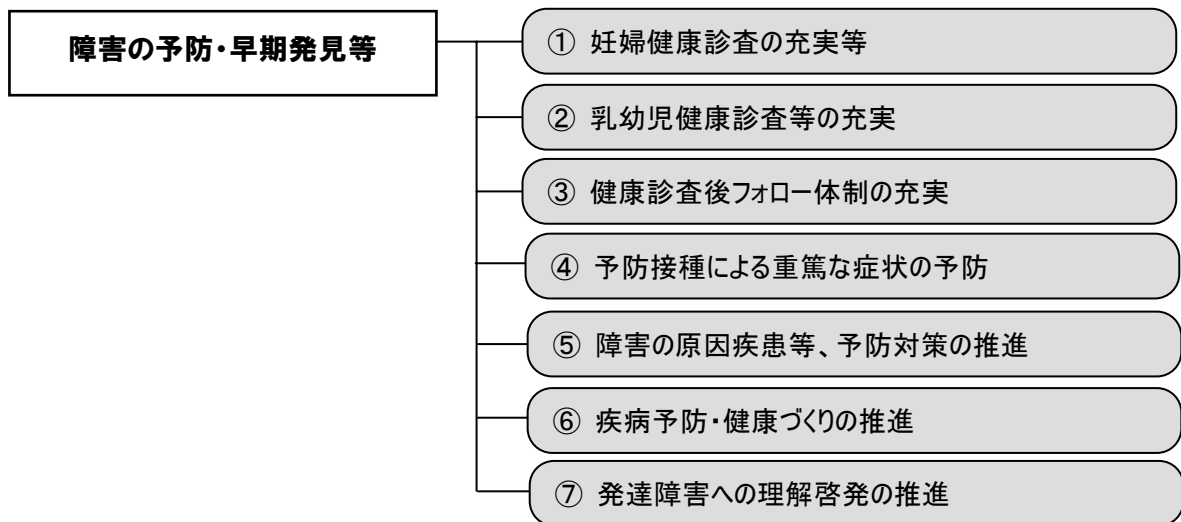


## 2 保健・医療の充実

### (1) 障害の予防・早期発見等

保健・医療など関係機関と連携を図って障害の早期発見に努めるとともに、早期の療育相談や療育指導を充実させ、適切な治療・指導・訓練により障害の軽減を図る必要があります。また、交通事故や労働災害、疾病の後遺症などに起因する障害の発生を未然に防止する取り組みも必要です。

今後も、健康相談や各種検診、健康教育などを充実し、町民の積極的な健康づくりを支援していきます。



#### ① 妊婦健康診査の充実等

妊婦を対象とした健康診査の必要性をPRするとともに、医療機関に委託して実施し、母体の保護と異常出産や未熟児の発生予防に努め、里帰り出産での県外病院の受診についても負担軽減措置を行います。

また、母子手帳交付時に健診や妊産婦相談の利用を呼びかけるとともに、ハイリスク妊婦については電話連絡や家庭訪問などを実施し、健診後のフォローができるように努めます。

#### ■ 妊婦健診の事業実績（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
妊婦健診	27	28	29	20	30
妊婦訪問	0	0	0	1	0
産婦/新生児訪問	34/27	38/31	26/27	41/41	23/23

(資料:保健福祉課/母子手帳交付数)

## ② 乳幼児健康診査等の充実

妊娠中は「子育て相談」を案内し、個別相談対応を行います。沐浴なども個別指導を行い、保護者の生活に合った保健指導を実施していきます。また、新生児・産婦の家庭訪問などを実施し、異常の早期発見のため医療機関受診までの判断や保護者の不安の軽減ができるよう努めていきます。

乳児健診は、3か月から6か月までに1回、9か月から11か月で1回の受診を実施するよう周知し、また、1歳6か月児・3歳児健診を集団健診により実施して、乳幼児の疾病・精神発達遅滞等の早期発見及び育児支援や養育支援に、引き続き取り組みます。

### ■乳幼児健診の事業実績（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
乳児健診	27	28	29	20	30
1歳6か月児健診	34(42)	33(37)	33(39)	30(32)	25(27)
3歳児健診	24(32)	45(49)	34(31)	33(36)	31(31)

※( )内は対象人数

(資料:保健福祉課/乳児健診=母子手帳交付数)

## ③ 健康診査後フォロー体制の充実

健診後の事後フォローができるよう、1歳未満の乳児については「乳児相談」への参加を促して成長や発達に合わせた保健指導・栄養指導を行い、必要な時には相談や指導の中で精密検査などの受診勧奨を行います。1歳6か月児健診や3歳児健診の事後フォローでは子どもの成長や経過を把握し、受診勧奨、子育て相談の紹介を行い、必要時には医療機関の受診や発達相談へつなげるよう努めていきます。

また、平成25年度からは臨床発達心理士や言語聴覚士などによる発育発達相談「つくしくらぶ」を実施しています。健診後の事後フォローとともに、発育発達に不安のある子どもとその保護者に対して個別相談指導を行っており、個別性を重視したフォロー体制・支援に取り組んでいきます。

### ■フォロー体制の事業実績（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
乳児相談	121(34)	140(34)	81(38)	94(30)	74(28)
子育て相談	77(28)	75(45)	83(43)	70(37)	70(40)
「つくしくらぶ」	—	—	—	14	16

※( )内は実人数

(資料:保健福祉課)

#### ④ 予防接種による重篤な症状の予防

定期予防接種では、疾病予防対策や重篤な症状を予防するため、訪問や集団健診時に個別に接種勧奨や指導を行い、任意予防接種（高齢者肺炎球菌）についても接種費用の補助を引き続き実施し、必要な時期に予防接種が受けられるよう努めていきます。

#### ⑤ 障害の原因疾患等、予防対策の推進

特定健康診査やがん検診の年間日程を全戸配付することにより受診を勧め、障害の原因疾患等の早期発見に努めます。また、町広報紙等を活用して生活習慣病予防についての記事を掲載するとともに、健康教育として「糖尿病予防教室」や「介護予防教室」などで講話を実施し、疾病予防に関する周知・啓発を図ります。

#### ■ 特定健診等の事業実績（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
一般健康相談	94(44)	10(6)	29(26)	26(29)	22(22)
食生活相談	73(33)	5(3)	13(13)	14(14)	9(9)
健康相談(重点)	131	90	112	124	116
健康教育	396	644	512	552	383
特定健康診査	825/171	770/199	838/209	841/217	841/238

※( )内は実人数

(資料:保健福祉課、特定健康診査欄の受診数＝国保/後期高齢者)

#### ⑥ 疾病予防・健康づくりの推進

管理栄養士や食生活改善会による健康教育など、メタボリックシンドロームを原因として発症する恐れのある脳血管疾患や心筋梗塞、動脈硬化等を予防するため、若年期からの予防啓発に努め、食生活の見直しに重点的に取り組みます。

#### ⑦ 発達障害への理解啓発の推進

「学習障害」、「注意欠陥多動性障害」、「自閉症スペクトラム」等の発達障害に関する正しい知識の普及や認識の向上を図るため、障害への理解を深める啓発活動の推進を図ります。

## (2) 医療・リハビリテーション体制の充実

障害のある人の社会復帰のためには、医療費や補装具等の支援のほかに、医療機関から継続したリハビリテーションを地域で行えるような体制づくりが重要になります。



### ① 自立支援医療

「自立支援医療（更生・育成・精神通院）」制度の利用促進に努め、適切な医療費の給付を行います。

### ② リハビリテーション体制の充実

障害のある人や障害のある児童等のリハビリテーションについて、夷隅郡市内などの身近な場所でリハビリテーションができるよう、拠点づくりや人材確保に関し、広域的な対応を図ります。

### ③ 職業リハビリテーションの周知

健康福祉センター（保健所）・公共職業安定所などと連携し、通院患者リハビリテーション事業や職場適用訓練などの制度の周知に努めます。

### 3 交流・社会参加の促進

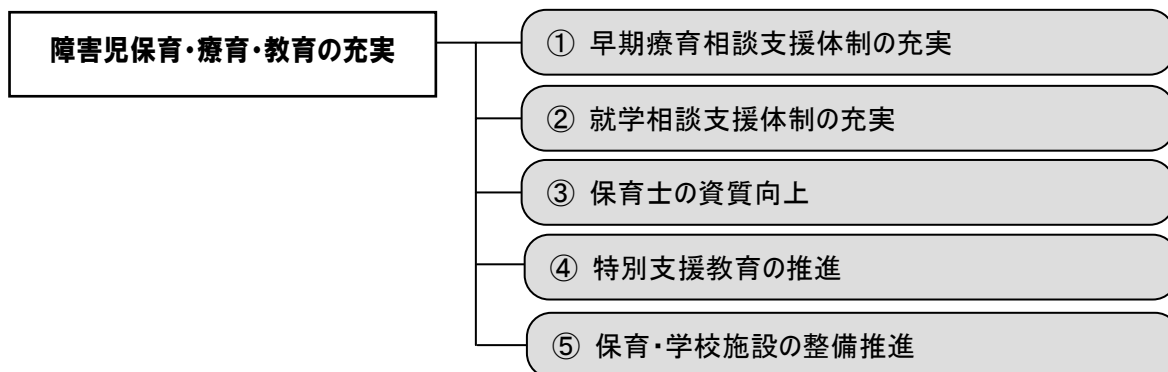
#### (1) 障害児保育・療育・教育の充実

障害などにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもについては、一人ひとりの障害の種類や程度に応じ、特別な支援のもとによる教育等を行う必要があります。

盲・ろう・養護学校と小中学校の「特殊学級」という従来の障害児教育のあり方が見直され、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラムなど、教育や療育に特別のニーズのある子どもを含めた「特別支援教育」が平成19年4月から実施されています。それまでの特殊学級が「特別支援学級」となり、盲・ろう・養護学校が「特別支援学校」として地域の小中学校の障害児教育、発達障害児教育を支援しています。

一方、平成23年7月の障害者基本法改正によって、障害のある児童生徒が障害のない児童生徒とともに教育を受けられる「統合教育」の方向性が、「特別支援教育」と並ぶ学校教育におけるもう一本の柱として示されました。

今後も教職員の資質向上等により障害児保育・療育・教育の充実を図るとともに、学校間の交流を推進していきます。



### ① 早期療育相談支援体制の充実

乳幼児の発達相談や幼児期における心身の障害の早期発見、及び障害児の就学前の教育について、保護者などへの助言・指導等の早期療育相談支援体制の充実を図ります。

### ② 就学相談支援体制の充実

就学相談支援、生活相談、教育相談を適切に行うため、特別支援学校、小中学校などと連携を図り、適正な就学相談及び各種相談を行います。

### ③ 保育士の資質向上

障害児保育研修などを実施し、保育所における障害児保育の実施に必要な知識及び技術の習得を進めるなど、保育士の資質向上を図ります。

### ④ 特別支援教育の推進

保育所、小学校、中学校と特別支援学校との学校間交流を推進し、障害児との交流機会の拡充、障害や障害児への理解・啓発を図ります。また、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を求められている特別支援学校の機能を支援します。

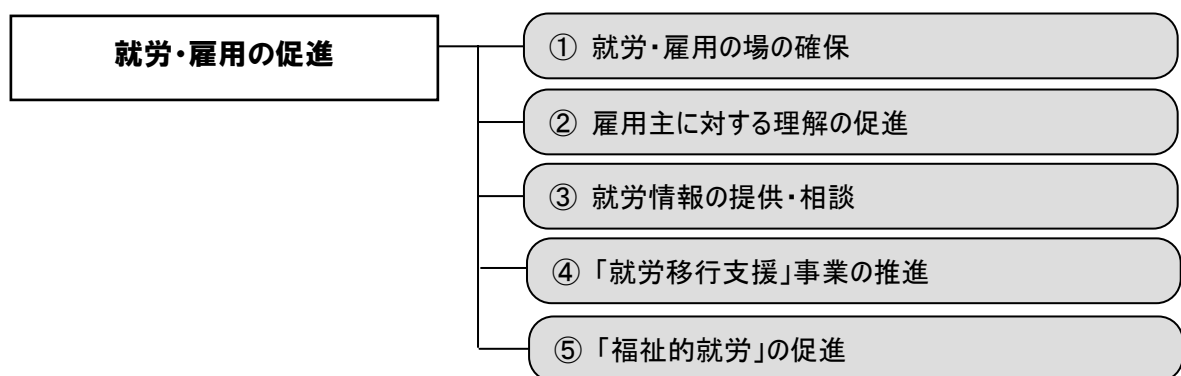
### ⑤ 保育・学校施設の整備推進

障害児の受け入れに伴い、園児・児童・生徒が施設内で自ら積極的に生活し、その能力を最大限に発揮できるように施設や設備を整備します。今後もバリアフリー化等による総合的な整備を計画的に推進するとともに、個別の児童への対応に努めます。

## (2) 就労・雇用の促進

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、福祉サービスの充実とともに経済的な自立に向けた基盤整備を図る必要もあり、そのためには、就労機会の確保や就労を支援していくための取り組みが必要です。

今後は、障害の種類や程度に応じた職業訓練とともに、就労の機会と場の提供に努めていく必要があります。また、就労・雇用の促進については広域的に取り組むものであるため、「地域自立支援協議会雇用就労部会」や関係機関との連携を図っていきます。



### ① 就労・雇用の場の確保

障害のある人の雇用と生活の安定のために、個々の適性と能力に応じた就労の機会づくりと職場の確保に努めます。

### ② 雇用主に対する理解の促進

事業主による各種助成制度の活用を促進するとともに、障害のある人の雇用への理解と認識を深めるための啓発活動を推進します。また、「ジョブコーチ制度」(国・ハローワーク事業)の積極的な活用を図ります。

### ③ 就労情報の提供・相談

障害のある人の就労などの情報や問題について、障害者雇用に関係する機関との連携を図りながら、情報提供や相談に応じます。

#### ④ 「就労移行支援」事業の推進

一般企業等への就労を希望する人に、生産活動やその他の活動を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

#### ⑤ 「福祉的就労」の促進

- 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を確保するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- 福祉施設などの製品を販売するイベント等について、広報誌等を活用した情報提供に努めます。
- 「障害者優先調達推進法」の理念に則り、可能な限り障害者就労施設等からの物品・役務の調達に努めて、側面的支援を図ります。

#### 障害者雇用率制度について

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

また、平成 25 年 4 月 1 日から、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員 56 人以上から 50 人以上に変更されています。

事業主区分	法定雇用率
民間企業	2.0%
国、地方公共団体等	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.2%

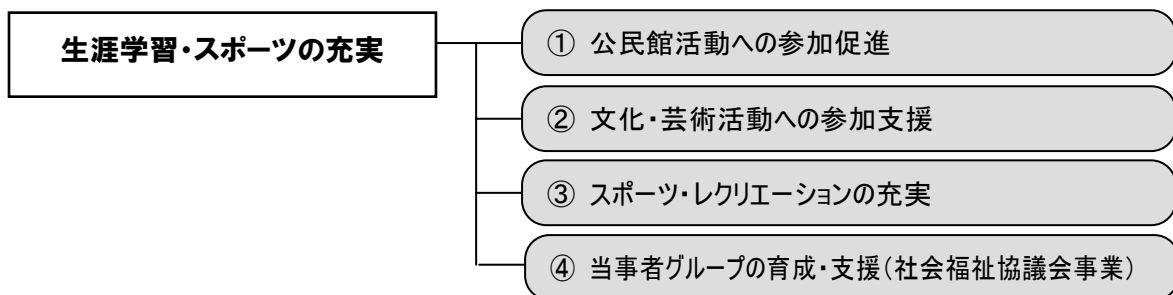
※平成 30 年 4 月 1 日より法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障害者が追加され、法定雇用率は原則 5 年ごとに見直しが行われます。



### (3) 生涯学習・スポーツの充実

障害のある人の生活をより豊かにするためには、スポーツや文化活動等を満足に楽しむことができる機会を提供していく必要があります。

障害のある人が生きがいを持って生活できるよう就労や余暇活動への支援、交流の場の確保など社会参加の促進を図るとともに、自己実現や社会参加ができるよう、生活環境の整備やスポーツ・レクリエーションに親しむための環境整備に努めます。



#### ① 公民館活動への参加促進

公民館施設の活用を図るうえから、施設のバリアフリー化が重要な課題となるため、公民館入口等のスロープや、階段の手すりを設置するとともに、障害者専用のトイレなども設置し、公民館活動やレクリエーション活動を気軽に楽しみ、参加できるような環境づくりに努めていきます。

#### ② 文化・芸術活動への参加支援

障害のある人の町文化祭や県障害者美術展などの文化・芸術活動への参加を支援するほか、障害のある人が自ら文化活動に参加できる環境づくりを推進します。

#### ③ スポーツ・レクリエーションの充実

「身体障害者スポーツ大会」への参加を促進するとともに、障害のある人とない人が共に楽しめるスポーツ・レクリエーションの提供に努めます。

#### ④ 当事者グループの育成・支援（社会福祉協議会事業）

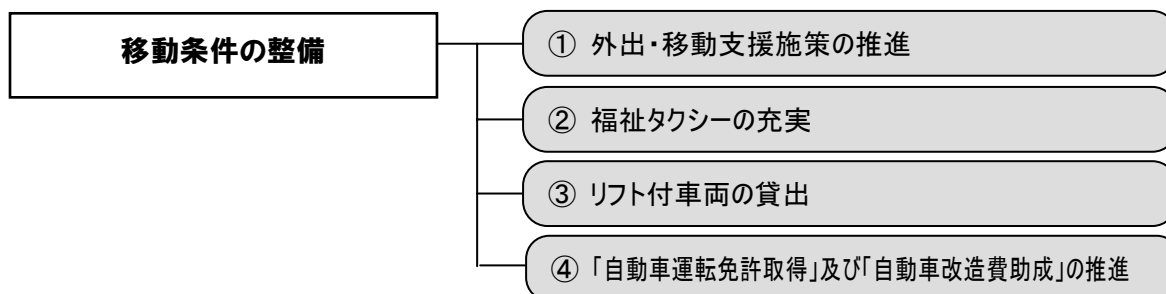
障害のある人がともに悩みを相談し合い、様々な活動に取り組んでいくために、「身体障害者福祉会」をはじめとする多様なグループの育成・支援に努めます。

## 4 移動条件・生活環境の整備

### (1) 移動条件の整備

障害のある人が地域での生活を楽しみ、多様な社会活動へ参加することを可能にしていくためには、移動のための条件を整備していくことが必要です。

今後は、地域生活支援事業の「移動支援事業」、指定障害福祉サービスの「同行援護」・「行動援護」の充実を図るとともに、地域住民のさらなる協力のもと、移送サービスの充実を図ります。



#### ① 外出・移動支援施策の推進

- 地域生活支援事業の「移動支援事業」の充実を図り、障害のある人のためのガイドヘルプサービスを推進します。また、指定障害福祉サービスの「同行援護」の利用を促進し、重度視覚障害者（児）の外出・移動の利便を図ります。
- 「身体障害者補助犬法」の内容について、町内の食堂、宿泊施設、商店等への周知に努めます。

#### ■ 移動支援事業の利用実績（単位：人）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
身体障害者	3	3	3	3	3
知的障害者	4	2	3	3	2
精神障害者	0	0	0	0	0

(資料: 保健福祉課)

## ② 福祉タクシーの充実

身体、知的、精神に重度の障害のある人が通院等のためタクシーを利用する場合、タクシー料金の一部を助成します。

### ■福祉タクシー交付の事業実績（単位：枚）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
利用枚数	731	678	756	793	796

(資料:保健福祉課)

## ③ リフト付車両の貸出

障害のある人や高齢者で公共の交通機関が利用できない方の通院等の際に、車いすまたはストレッチャー1台が搭載できるリフト付ワゴン車『ゆうあい号』の無料貸出を、町社会福祉協議会に委託して実施します。

### ■ゆうあい号貸出事業実績（単位：件）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
貸出件数	25	37	33	24	23

(資料:保健福祉課)

## ④ 「自動車運転免許取得」及び「自動車改造費助成」の推進

障害のある人が自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成し、自動車を使用しての外出を支援します。

### ■自動車運転免許取得及び自動車改造費助成事業（単位：件）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
自動車運転 免許取得費	0	0	1	0	0
自動車改造費	0	0	1	0	1

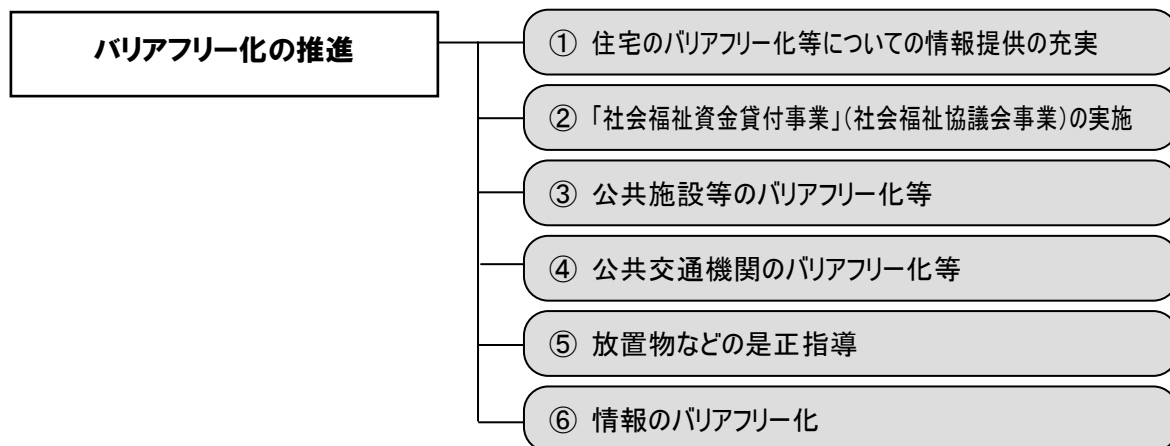
(資料:保健福祉課)

## (2) バリアフリー化の推進

障害のある人が地域で安全かつ安心な生活を営むためには、障害のある人の特性に則した居住環境をはじめ、公共施設や交通機関等のバリアフリー化等を推進していくことが必要です。

本町は道路が狭く、歩道の整備が困難な箇所がありますが、町民の要望に基づき計画的に整備を進めています。また、公共施設の段差のスロープ化、車いす用トイレの設置がほぼ終了しており、今後はJR等の公共性の高い民間施設のバリアフリー化に対する意識の高揚を図る必要があります。

今後も障害のある人が安全に移動し、幅広く活動できるための環境づくりに努め、公共施設や交通機関、情報面でのバリアフリー化に努めます。



### ① 住宅のバリアフリー化等についての情報提供の充実

障害のある人の生活に配慮した住宅の整備・改修に関する情報の提供を充実させます。

### ② 「社会福祉資金貸付事業」(社会福祉協議会事業)の実施

町社会福祉協議会が窓口となり、障害のある人の自立した生活を支援するため、住宅の改築等に対する貸付事業を行います。

### ③ 公共施設等のバリアフリー化等

障害のある人をはじめ誰もが利用しやすい施設とするため、段差の解消、障害のある人に配慮したトイレや駐車場の整備に努めます。また、不特定多数の方が利用する公共的施設に関し、障害のある人が施設を快適に利用することができるよう事業者を指導します。(バリアフリー新法)

### ④ 公共交通機関のバリアフリー化等

「バリアフリー新法」等の趣旨に基づき、身体障害者、高齢者等の公共交通機関を利用した移動の利便性や、安全性の向上に向けて、関係機関に働きかけを行います。

### ⑤ 放置物などの是正指導

違法看板などによる道路や歩道の不法占用の解消を、引き続き行います。

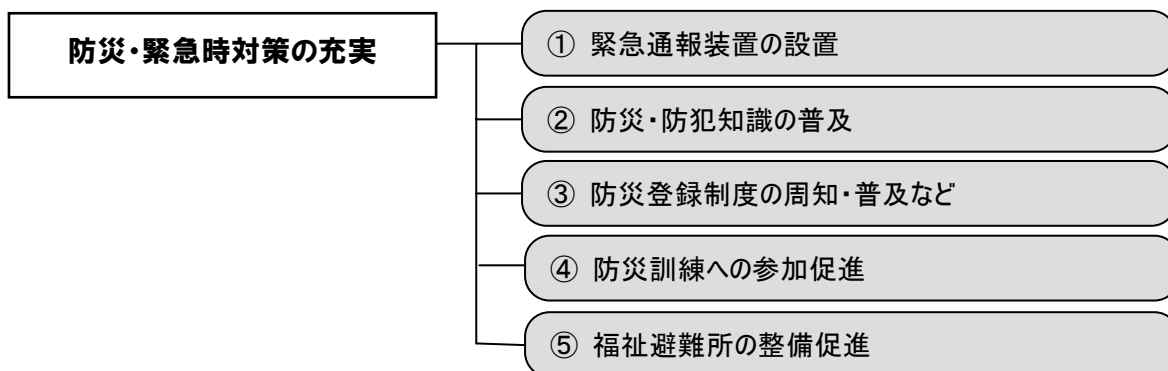
### ⑥ 情報のバリアフリー化

障害のある人の能力を引き出し、自立と社会参加を支援するため、拡大図書の購入など、情報の提供・普及に努めます。

### (3) 防災・緊急時対策の充実

障害のある人が地域で安心して生活していくためには、障害のある人に対する犯罪、事故の発生を防ぐとともに、災害や火災等の発生に対する避難誘導、救出、救護のための体制づくりを進めることも必要です。

今後も、障害のある人への防犯・防災知識の普及をはじめ、緊急通報装置などの情報伝達手段の確保と整備を図り、防犯・防災対策や緊急時対策を推進していきます。



#### ① 緊急通報装置の設置

ひとり暮らしの重度身体障害者の緊急時における応急措置をとるため、「緊急通報装置設置要綱」に基づき、緊急通報装置の設置を無償で行います。

■緊急通報装置事業実績：高齢者及び重度身障者（単位：人）

	平成 22 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
利用者数	261	273	204	233	250

(資料:保健福祉課)

#### ② 防災・防犯知識の普及

障害のある人や高齢者など「災害時要援護者」を対象に、「自主防災組織」の充実を促進するとともに、消防団・広域消防署と連携して、災害への備え方や緊急時の避難場所・避難方法などについての周知を図ります。

### ③ 防災登録制度の周知・普及など

- 災害時における情報伝達、救助、避難等について地域ぐるみで取り組みを行うため、障害のある人や高齢者など、災害時要援護者に関する「防災登録制度」について周知・普及を図ります。
- 災害発生時における要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、避難などの際に特に人的支援を要する要援護者一人ひとりについてその状況を記載した台帳（データ）に、避難支援者や避難場所等の地域連携（共助）を書き込んだ「個別計画」の作成・整備を進めます。
- 町社会福祉協議会との連携により、災害発生時における災害情報の連絡体制の確立を図るとともに、障害のある人や高齢者等の避難誘導が迅速かつ適切に行われるよう体制整備に努めます。

### ④ 防災訓練への参加促進

総合防災訓練には団体として、また地域防災訓練には個人・家族としての積極的な参加を促進します。今後も、防災訓練の必要性を周知するとともに、障害のある人が参加しやすい防災訓練を検討していきます。

### ⑤ 福祉避難所の整備促進

災害時における避難生活の長期化など、障害者、高齢者等の災害時要援護者に対応するため、町が福祉避難所に指定している町地域福祉センターの整備に努めます。



## 5 支援体制の充実

### (1) 理解・啓発活動の推進

障害のある人が地域において自立した生活を送り、社会参加しやすい環境を実現していくためには、地域の人々の障害や障害のある人への十分な理解が必要です。

障害のある人もない人も共に暮らせる社会の構築は、「住みよいまちづくり」に向け必要なことであり、「差別や偏見をなくすための福祉活動や広報活動の充実」が重要となっています。

今後も広報などによる意識啓発活動や、障害のある人との交流を進めるなど、障害者福祉への理解の促進・普及に努めます。



#### ① 福祉教育の推進

学校や各種団体との連携を保ちながら、福祉教育を推進し、意識の高揚を図ります。また、町教育委員会と協力し、学校教育における体験活動を通じたボランティア活動の一層の推進に努めます。

#### ② 広報紙等による啓発活動

障害と障害のある人についての正しい知識を普及させ関心を高めるため、町の広報紙への、福祉教育活動など身近な内容の掲載に努めます。

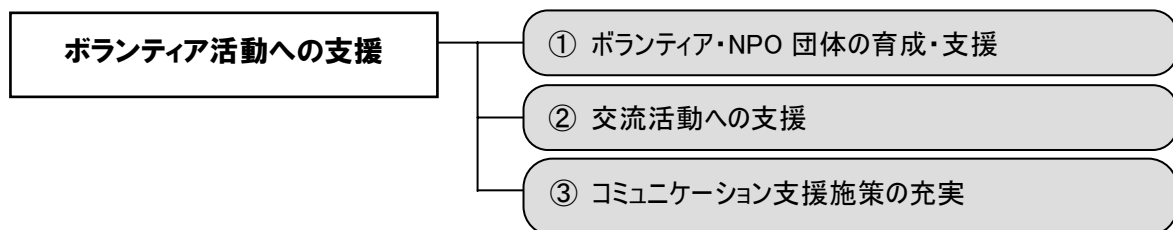
#### ③ 「障害者週間」等の意識啓発

「障害者週間（12月3～9日）」などの行事やイベントの機会を利用した広報・啓発活動を推進するほか、障害者福祉に関する講座や講演会などの開催について周知を図ります。

## (2) ボランティア活動への支援

障害のある人を対象とした地域のボランティア活動は、施設への訪問や交流活動、手話・朗読・点訳サービス、移送サービスへの協力などが主なものとなっています。

行政における制度の運用にも限界があることから、ボランティア活動やNPOの育成に努め、社会福祉への理解と参加を広げていくため、地域住民が様々なボランティア活動等に参加できる場や仕組みを地域の中に構築していく必要があります。



### ① ボランティア・NPO団体の育成・支援

町社会福祉協議会と連携し、ボランティアに関する啓発やボランティア体験事業を実施するとともに、障害者福祉に携わるボランティア・NPO 団体の育成・支援に努めます。また、地域のニーズと人材資源を結ぶ「ボランティアコーディネーター」・「ボランティアリーダー」の育成に努めます。

### ② 交流活動への支援

障害者団体やボランティア団体が主体的に取り組むイベントなどの活動への支援を行い、地域住民と障害のある人の交流・ふれあいを促進します。

### ③ コミュニケーション支援施策の充実

聴覚障害者のコミュニケーション手段の確保・充実のため、手話通訳者派遣事業を行ない、また、聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される手話奉仕員の養成事業を実施します。

### (3) 障害のある人の権利擁護の推進

平成 25 年 12 月、国会において、国際連合の「障害者権利条約」の批准が承認されました。そこへ至るプロセスとして、平成 24 年 10 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行されています。

法では、障害者虐待が障害のある人の尊厳を害するものであり、障害のある人の自立と社会参加にとって障害者虐待を防止することが極めて重要であることから、虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害のある人の保護及び自立の支援のための措置、養護者への支援のための措置等を定め、障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的に掲げています。

「成年後見制度」については、被後見認定された人が選挙権をなくす仕組みは違憲であるとの判決が示され、平成 25 年 5 月に選挙権を一律に認める公職選挙法改正案が成立しています。

また、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、平成 28 年 4 月からの施行が予定されています。



#### ① 権利行使の支援

- 「成年後見制度」による支援を必要とする障害のある人について、「成年後見制度利用支援事業」を活用するなどして、利用の促進を図ります。
- 知的障害者や精神障害者、認知症高齢者が地域で安心して生活を営めるよう福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」の利用を促進します。

## ② 障害者虐待防止に関する普及啓発と通報・届出の受理

障害者虐待については、未然に防止することが何よりも重要なため、障害及び障害者虐待に関し、広報誌などを利用して広く周知を行います。

障害者虐待に関する通報窓口を設置・周知し、休日や夜間における障害者虐待についても速やかに対応できる体制を整備します。

## ③ 早期発見・早期対応と養護者に対する支援

障害者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、被虐待者や養護者等への支援を開始することが重要であるため、警察・保健・医療・福祉関係機関等との連携体制を強化し、事実確認や一時保護など迅速適切な対応を行います。また、養護者による虐待の場合、虐待発生の原因を明らかにし、各関係機関と連携を取りつつ、抱えている問題が解消されるよう支援を行います。

# 第3部

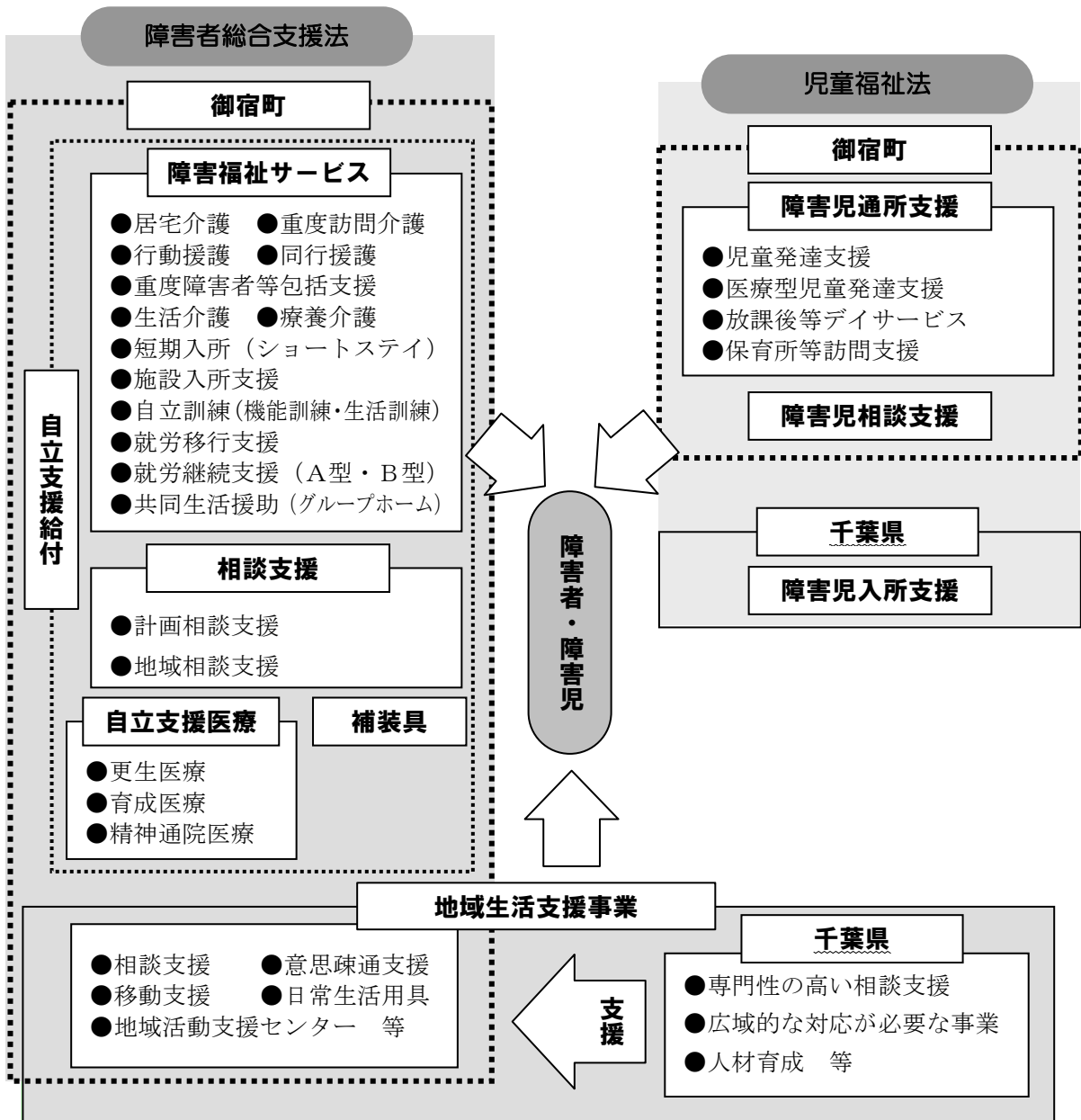
## 第4期障害福祉計画

### 第1章

障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

# 1 障害福祉サービス等の体系

障害者・障害児を対象とした障害者総合支援法及び児童福祉法の障害福祉サービス等の体系は次の通りです。



## 2 サービス提供体制整備の基本的な考え方

第4期計画における障害福祉サービス等の提供体制整備についての基本的な考え方は次の通りです。

### (1) 地域での生活を支える訪問系サービスの確保

訪問系サービスの確保に努め、障害の種別にかかわらず必要なサービスを受けることができ、住み慣れた自宅や地域等で生活できるよう支援します。

### (2) 日中活動を支えるサービスの提供及び一般就労への移行の推進

日中活動系サービスの確保に努め、希望するサービスを受けられるよう支援します。また、障害のある人がその意欲と能力に応じて職業生活を設計・選択し、地域で自立した生活を送ることができるよう支援するとともに、県及び夷隅圏域等との連携を強化して、就労移行支援事業等を推進しながら福祉施設から一般就労への移行がさらに進むよう、一般企業等に働きかけます。

### (3) グループホームの充実及び入所等からの地域生活への移行の推進

地域における居住の場としてのグループホームの確保に努めるとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設入所者や退院可能な精神障害者の地域移行を進めます。

### (4) 相談支援の提供体制の確保

サービスの利用を必要とする人で、自らサービスの利用計画を立てることが困難な方を適切なサービスに結びつけるため、相談支援体制の充実に努めます。また、障害のある人の福祉に関する問題について、相談に応じて必要な情報提供や助言、その他障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。

### (5) 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業の実施にあたっては、障害のある人が個人の能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた柔軟な事業形態で効率的に実施し、福祉の増進を図るよう進めます。

### (6) 災害時における避難支援体制の整備

平成23年3月11日、東北地方を襲った未曾有の東日本大震災においては災害弱者といわれる障害者や高齢者等の避難体制の整備が急務とされ様々な分野で検討され

ているところですが、特に身体障害においては支援者の確保が難しいことから災害時における連絡体制や施設整備を含め効率的な避難支援体制の確保を進めます。

#### **(7) 障害のある子どもへの支援体制の確保**

「御宿町子ども・子育て支援事業計画」との調和を保ち、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援体制の確保を進めます。



### 3 第4期障害福祉計画の成果目標

第4期障害福祉計画の作成に当たっては、国の基本指針に基づき、次の3つの目標を設定します。

#### 目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者（以下「施設入所者」という）の地域生活への移行については、国の基本指針では「平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行すること」と、「平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減すること」を目標に掲げています。

これらの前提を踏まえ、本町では、平成25年度末時点における施設入所者のうち、平成29年度末までに自立訓練事業等を利用し、地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する者の数値目標を、次の通り設定しました。

#### <第4期計画における「福祉施設の入所者の地域生活への移行」成果目標>

項目	数値	備考
平成25年度末の施設入所者数（A）	11人	平成26年3月31日の人数
【目標値】地域生活移行者（B）	2人	平成29年度末までに地域生活へ移行する人の目標人数
新たな施設入所支援利用者（C）	1人	平成29年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成29年度末の入所者数（D）	10人	平成29年度末の利用人員見込み（A-B+C）
【目標値】入所者削減見込み（E）	1人	差し引き減少見込み数（A-D）

#### 目標2 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、サービス提供体制整備の一環として、平成29年度末を目途に、地域において求められる相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の支援体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を、市町村または障害福祉圏域ごとに整備することが新たに求められています。

本町においても、障害者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、近隣市町の動向を踏まえつつ、自立支援協議会等の場を用いて、各関係機関と連携して検討を進めます。

目標3	福祉施設から一般就労への移行
-----	----------------

**(1) 就労移行支援事業所等を通じて、平成 29 年度中に一般就労する者の数**

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。国の指針では、「福祉施設から一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の2倍以上とすること」を目標に掲げていますが、本町における平成 24 年度の一般就労への移行実績はなかったため、次の通り目標値を設定します。

項目	数値	備考
年間一般就労者数	0人	平成 24 年度に福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】年間一般就労者数	1人	平成 29 年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数

**(2) 就労移行支援事業の利用者数等**

**① 就労移行支援事業の利用者数**

平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成 25 年度末の利用者数の6割以上増加することを目指します。

項目	数値	備考
就労移行支援事業利用者数	2人	平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数
【目標値】就労移行支援事業利用者数	4人	平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者目標数

**② 就労移行支援事業所ごとの就労移行率**

国の指針では、平成 29 年度末において、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を、全体の5割以上とすることを目指すとされています。現在町内には就労移行支援事業所はありませんが、第4期福祉計画期間内に1か所設立されると仮定し、平成 29 年度末には就労移行率が3割以上となるよう支援体制の整備に努めます。

## 4 障害福祉サービス等の実績値の状況

### (1) 障害福祉サービスの実績値の状況

#### ① 訪問系・日中活動系サービス

本町において実施する訪問系サービス及び日中活動系サービスについては、平成24年から26年においては「居宅介護」、「生活介護」、「就労移行支援」、「就労継続支援（B型）」「療養介護」の利用実績がありました。

サービス名		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
居宅介護、重度訪問介護、同行援護 行動援護、重度障害者等包括支援 (時間/月)	実績値	139.5	130.0	139.5
	見込量	110	134	146
	計画対比	126.8%	97.0%	95.5%
生活介護 (人日/月)	実績値	388	398	413
	見込量	374	418	462
	計画対比	103.7%	95.2%	89.4%
自立訓練(機能訓練) (人日/月)	実績値	0	0	0
	見込量	0	0	0
	計画対比	—	—	—
自立訓練(生活訓練) (人日/月)	実績値	0	0	0
	見込量	44	44	44
	計画対比	0.0%	0.0%	0.0%
就労移行支援 (人日/月)	実績値	135	63	18
	見込量	132	154	154
	計画対比	102.3%	40.9%	11.7%
就労継続支援(A型) (人日/月)	実績値	0	0	0
	見込量	0	22	22
	計画対比	—	0.0%	0.0%
就労継続支援(B型) (人日/月)	実績値	46	75	149
	見込量	66	88	88
	計画対比	69.7%	85.2%	169.3%
療養介護 (人日/月)	実績値	31	31	31
	見込量	22	22	22
	計画対比	140.9%	140.9%	140.9%
短期入所 (人日/月)	実績値	0	0	0
	見込量	60	68	76
	計画対比	0.0%	0.0%	0.0%

※実績値は各年 10 月

## ② 居住系サービス

居住系サービスについては、共同生活援助において、平成 24 年と 25 年に 12 人、平成 26 年に 13 人と一定の利用実績がありました。前回計画の見込みには届きませんでした。施設入所支援については、おおむね見込み通りの利用実績となっています。

		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
共同生活援助 (人/月)	実績値	12	12	13
	見込量	14	17	21
	計画対比	85.7%	70.5%	61.9%
施設入所支援 (人/月)	実績値	10	11	11
	見込量	12	12	11
	計画対比	83.3%	91.6%	100.0%

※実績値は各年 10 月

## ③ 相談支援

計画相談支援では、前回計画の見込みを大きく下回っています。地域移行支援では、平成 25 年と 26 年に見込量を設定したものの、利用実績はありませんでした。また、地域定着支援では、平成 24 年には 1 人の利用がありましたが、その後は実績がありませんでした。

		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
計画相談支援 [サービス利用計画作成] (人/月)	実績値	0	1	2
	見込量	13	20	25
	計画対比	0.0%	5.0%	8.0%
地域相談支援 [地域移行支援] (人/月)	実績値	0	0	0
	見込量	0	1	1
	計画対比	0.0%	0.0%	0.0%
地域相談支援 [地域定着支援] (人/月)	実績値	1	0	0
	見込量	0	1	1
	計画対比	—	0.0%	0.0%

※実績値は各年 10 月

## (2) 地域生活支援事業の実績値の状況

### ① 必須事業

地域生活支援事業の必須事業では、相談支援事業は、見込量どおりになっていますが、住宅入居等支援事業、成年後見制度利用支援事業は利用がありませんでした。

日常生活用具給付等事業は、利用が減少傾向となり、見込みを下回っています。

移動支援事業については、利用者の減少に伴い、利用者数・利用時間数ともに減少傾向となっています。

			平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
相談支援事業	障害者相談支援事業 (か所)	実績値	1	1	1
		見込量	1	1	1
		計画対比	100.0%	100.0%	100.0%
	地域自立支援協議会 (か所)	実績値	1	1	1
		見込量	1	1	1
		計画対比	100.0%	100.0%	100.0%
	相談支援強化事業 (か所)	実績値	1	1	1
		見込量	1	1	1
		計画対比	100.0%	100.0%	100.0%
	住宅入居等支援事業 (か所)	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1
		計画対比	0.0%	0.0%	0.0%
	成年後見制度利用支援事業 (か所)	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1
		計画対比	0.0%	0.0%	0.0%
コミュニケーション支援事業 (人)	実績値	0	0	0	
	見込量	1	1	1	
	計画対比	0.0%	0.0%	0.0%	
日常生活用具給付等事業 (件)	実績値	52	48	40	
	見込量	60	64	68	
	計画対比	86.7%	75.0%	58.8%	
移動支援事業	実施箇所数 (か所)	実績値	5	5	5
		見込量	7	7	7
		計画対比	71.4%	71.4%	71.4%
	利用者数 (人)	実績値	4	3	2
		見込量	5	6	7
		計画対比	80.0%	50.0%	28.6%
	延べ利用時間数 (時間)	実績値	82	17.5	19.5
		見込量	50	55	60
		計画対比	164.0%	31.8%	32.5%

※実績値は各年 10 月(日常生活用具給付事業については年間件数)

			平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
地域活動支援センター	基礎的事業 (か所)	実績値	1	1	1
		見込量	2	2	2
		計画対比	50.0%	50.0%	50.0%
	機能強化事業 (か所)	実績値	1	1	1
		見込量	2	2	2
		計画対比	50.0%	50.0%	50.0%

※実績値は各年 10 月

## ② その他事業

地域生活支援事業のその他事業では、訪問入浴サービス事業の利用はありませんでした。日中一時支援事業、自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業については、年度によってばらつきはあるものの、おおむね見込みに近い利用状況となっています。

			平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
訪問入浴サービス事業	実施事業所数 (か所)	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1
		計画対比	0.0%	0.0%	0.0%
	利用者数 (人)	実績値	0	0	0
		見込量	1	2	3
		計画対比	0.0%	0.0%	0.0%
日中一時支援事業	実施事業所数 (か所)	実績値	7	7	7
		見込量	7	7	7
		計画対比	100.0%	100.0%	100.0%
	利用者数 (人)	実績値	7	2	5
		見込量	3	4	5
		計画対比	233.3%	50.0%	100.0%
自動車運転免許取得費及び 自動車改造費助成事業 (人)	実績値	2	0	1	
	見込量	1	1	1	
	計画対比	200.0%	0.0%	100.0%	

※実績値は各年 10 月

## 5 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

### (1) 訪問系サービス

◆訪問系サービスとして介護給付に位置づけられる事業は次のとおりです。

#### ① 居宅介護(ホームヘルプサービス)

身体、知的、精神の障害のある人や障害のある児童のうち、日常生活に支障のある方の居宅にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。(介護給付費)

#### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由のある人や重度の知的、精神障害のために行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、居宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出のときの移動の介護などを総合的に行います。(介護給付費)

#### ③ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援を行います。(介護給付費)

#### ④ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者(児)に対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護を行います。(介護給付費)

#### ⑤ 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な方に対する居宅介護やその他のサービスを包括的にを行います。(介護給付費)

【サービス提供見込量】

(上段:時間/月、下段:人/月)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	118	141	153
行動援護 重度障害者等包括支援	10	12	13

※時間/月=月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用時間

### 《訪問系サービスにおけるサービス見込量確保の方策》

- 今後、地域移行等によりサービス利用が増加すると考えられるため、現在訪問系サービスを提供している事業所、介護保険事業所や新たな事業所に対して必要な情報提供を図るなど、事業所の確保に努めます。また、サービス提供事業者に対して、専門的人材の確保やサービスの質的向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の促進などを働きかけていきます。



## (2) 日中活動系サービス

◆日中活動系サービスとして位置づけられる事業は次のとおりです。

### ① 生活介護

常に介護を必要とする人に、主に昼間、障害者支援施設などの施設で、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供を行います。(介護給付費)

【サービス提供見込量】 (上段:人日/月、下段:人/月)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
生活介護	484	506	506
	22	23	23

※人日/月＝月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

### ② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。(訓練等給付費)

#### ア. 機能訓練

身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス提供見込量】 (上段:人日/月、下段:人/月)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
自立訓練(機能訓練)	0	0	0
	0	0	0

※人日/月＝月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

#### イ. 生活訓練

自立生活が困難な人を対象に、地域生活を営む上での必要な訓練を行います。

【サービス提供見込量】 (上段:人日/月、下段:人/月)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
自立訓練(生活訓練)	44	44	44
	2	2	2

※人日/月＝月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

### ③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動やその他の活動を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。（訓練等給付費）

【サービス提供見込量】

（上段：人日／月、下段：人／月）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
就労移行支援	66	88	88
	3	4	4

※人日/月＝月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

### ④ 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を確保するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（訓練等給付費）

#### ア. A型

利用者と事業者が雇用契約を結び、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス提供見込量】

（上段：人日／月、下段：人／月）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
就労継続支援A型 （雇成型）	0	22	22
	0	1	1

※人日/月＝月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

#### イ. B型

一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会を確保し、雇用への移行に向けた支援を行います。

【サービス提供見込量】

（上段：人日／月、下段：人／月）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
就労継続支援B型 （非雇成型）	220	242	264
	10	11	12

※人日/月＝月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

## ⑤ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。（介護給付費）

【サービス提供見込量】

（上段：人日／月、下段：人／月）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
療養介護	31	31	31
	1	1	1

※人日/月＝月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

## ⑥ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。（介護給付費）

【サービス提供見込量】

（上段：人日／月、下段：人／月）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
短期入所	5	10	10
	1	2	2

※延人日/月＝月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

### 《日中活動系サービスにおける見込量確保の方策》

- サービス提供体制については、サービス提供事業者や利用者への必要な情報提供を図り、必要なサービス量の確保を図ります。
- 就労支援については、社会福祉法人やNPO法人等に広く情報提供を行うなどにより多様な事業者の参入を促進し、また、近隣に機能訓練や就労継続支援A型を提供する事業所がないため、これらのサービスを必要とする障害のある人のために、サービス提供体制を県や近隣市町村、事業所と連携して整備・充実を図ります。また、庁内の関係各課や関連機関、サービス提供事業所や町内の企業とも連携して、障害のある人の雇用の創出に努めます。
- 日中活動系サービスと居住系サービスを相互に利用する障害のある人のため、事業所ごとのネットワーク体制の構築に努めます。

### (3) 居住系サービス

◆居住系サービスとして位置づけられる事業は次のとおりです。

#### ① 施設入所支援

夜間に介護を必要とする身体、知的、精神障害のある人を対象に、入所施設において夜間における入浴、排せつ、食事等の介護を行います。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。(介護給付費)

【サービス提供見込量】

(単位:人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
施設入所支援	11	11	10

#### ② 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居において、主に夜間や休日に相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。(訓練等給付)

※平成 26 年度から、共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

【サービス提供見込量】

(単位:人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
共同生活援助	14	16	18

#### 《居住系サービスにおける見込量確保の方策》

- 施設入所支援については、地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるように、現在本町で利用実績のある施設を中心に既存施設と連携を取り、必要な入所施設の確保に努めます。
- 共同生活援助（グループホーム）については、障害のある人の地域生活への移行を進めるために必要となるため、地域での理解を深めながら整備をしていくとともに、空き家など社会資源の活用を検討し、障害のある人の生活の場の確保に努めます。
- 日中活動系サービスと居住系サービスを相互に利用する障害のある人のために、事業所ごとのネットワーク体制構築に努めます。

#### (4) その他サービス

◆その他サービスに位置づけられる事業は次のとおりです。

##### ① 相談支援

障害者等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供者との連絡調整等を行い、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援をするためのサービス利用計画作成を行ないます。

また、入所施設や精神科病院に入所・入院している障害者に対し、居宅の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行う地域移行支援と地域移行された障害者が地域に定着するための相談、緊急時の対応などを行う地域定着支援を行います。

【サービス提供見込量】

(単位:人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
計画相談支援 (サービス利用計画作成)	7	7	7
地域相談支援 (地域移行支援)	0	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	0	1	1

(※各月ごとのサービス見込量を算出・集計して、年間の総利用者数を 12 (ヶ月) で除した値)

##### ② 補装具費

補装具(身体機能を補完・代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるもの)の購入・修理時にかかる費用の支給を行います。

##### ③ 自立支援医療費

自立支援医療は、育成医療(障害のある児童が生活する能力を得るために必要な医療)、更生医療(身体に障害のある人が更生するために必要な医療)、精神障害者通院医療費(精神障害のある人が受ける医療)といった公費負担医療を統合し、制度間の格差をなくし一元化したもので、障害のある人の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療となります。このことについて、引き続き制度の利用に努めます。

##### ④ 療養介護医療費

医療が必要で、なおかつ常時介護を必要とする身体障害のある人が医療施設からサービス(療養介護)を受けた際に、それに要した医療費用の支給を行います。

### 《その他サービスにおける見込量確保の方策》

- 地域で生活する障害のある人とその家族を支援し、自立と社会参加を促進するため、情報提供、利用相談を充実し、サービスの利用援助を行います。
- サービス利用計画作成対象者が拡大することに伴い、指定相談支援事業所、サービス提供事業者や関係機関等とのネットワーク化を進め、相談支援体制の確立を目指します。
- 適切なサービス利用計画の作成を行うため、講習会等に参加し相談支援従事者のスキルアップを図るとともに、夷隅地区自立支援協議会を活用するなど、総合的に支援していきます。

## (5) 地域生活支援事業

◆地域生活支援事業として位置づけられる事業は次のとおりです。

### ① 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

【サービス提供見込み量】

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
理解促進研修・啓発事業	実施あり	実施あり	実施あり

### ■本町の取り組み

- ・ 障害理解の普及啓発につながる施策の検討と支援の充実を図ります。

### ② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的または精神に障害のある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの方々の権利擁護を図ります。

【サービス提供見込み量】

(単位:人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
成年後見制度利用支援事業	実施あり	実施あり	実施あり

### ■本町の取り組み

- ・ 成年後見制度の利用が有効と認められる障害者の把握に努めます。

### ③ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【サービス提供見込み量】

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
成年後見制度法人後見支援事業	実施あり	実施あり	実施あり

### ■本町の取り組み

- ・ 御宿町社会福祉協議会と連携し、体制整備に努めます。

#### ④ 相談支援事業

##### ア. 障害者相談支援事業

障害のある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助を行います。

##### イ. 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会とは、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、地域の課題を整理しながら、基盤の整備・推進を図り、課題の解決に向け、定期的に協議する場です。

地域自立支援協議会を設置・運営して相談事業の評価や困難事例への対応等にかかる協議・調整を行います。本町では、いすみ市、勝浦市、大多喜町の2市2町と共同で夷隅地区自立支援協議会を設置しています。

##### ウ. 相談支援機能強化事業

困難ケースへの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図ります。

【サービス提供見込み量】

(単位:事業所)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
障害者相談支援事業	1	1	1
地域自立支援協議会	1	1	1
相談支援機能強化事業	1	1	1

#### ■本町の取り組み

- ・ 様々な相談に応じて必要な情報の提供や助言が行えるよう相談支援体制の整備を図ります。
- ・ 相談支援事業をはじめとする、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場である「夷隅地区自立支援協議会」を活用し、困難事例への対応のあり方等を協議、調整します。
- ・ 基幹相談支援センターの設置については、近隣市町の動向等を勘案し、相談支援事業所等の協力を得ながら、体制整備に努めます。



### ⑤ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者の派遣等を行います。

【サービス提供見込み量】

(単位:人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
手話通訳者設置事業 (設置見込み者数)	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 利用者数	1	1	1

### ■本町の取り組み

- ・現在、本町では手話通訳者や要約筆記者の派遣の実績はありませんが、サービスが必要な人が適切に利用できるよう、事業を実施し、サービスの内容等について広く周知していきます。

### ⑥ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

【サービス提供見込み量】

(単位:人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
手話奉仕員養成研修事業 (実用性講習修了見込者数)	0	2	0

### ■本町の取り組み

- ・奉仕員養成研修事業を実施し、手話通訳者や要約筆記者の人材の育成に努めます。

### ⑦ 日常生活用具給付等事業

重度の障害のある人を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

【サービス提供見込み量】

(単位:件)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
日常生活用具給付等事業	56	60	64
介護訓練支援用具	5	5	5
自立生活支援用具	4	4	4
在宅療養等支援用具	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	4	4	4
排泄管理支援用具	38	42	46
住宅改修費	1	1	1

### ■本町の取り組み

- ・日常生活用具給付等事業の周知を図り、障害のある方一人ひとりの状況に応じた適切な用具の給付を行います。

### ⑧ 移動支援事業

屋外での移動に困難がある身体障害、知的障害、精神障害のある人や障害のある児童を対象に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

【サービス提供見込み量】

(単位:上段/事業所 中段/人 下段/時間)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
移動支援事業	7	7	7
	4	5	5
	40	50	50

### ■本町の取り組み

- ・事業所の確保や適切なサービスの提供に努め、障害のある人の社会参加や自己実現を支える重要なサービスとして、引き続き支援を継続していきます。

⑨ 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動や生産活動の機会の提供のほか、社会との交流の促進など多様な活動の場を提供します。

強化事業として、下記の3種類があります。

◇Ⅰ型：相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及活動等の事業を実施。

◇Ⅱ型：機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施。

◇Ⅲ型：運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を実施。

（このほか、Ⅲ型には個別給付事業所に併設するタイプの施設を想定。）

【サービス提供見込み量】

（単位：事業所）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
地域活動支援センター基礎的事业	2	2	2
地域活動支援センター機能強化事業	2	2	2
地域活動支援センターⅠ型	1	1	1
地域活動支援センターⅡ型	0	0	0
地域活動支援センターⅢ型	1	1	1

■本町の取り組み

- ・地域活動支援センター事業について、引き続き委託事業として取り組みます。

⑩ その他の事業

ア. 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

【サービス提供見込み量】

（単位：上段／事業所 下段／人）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
訪問入浴サービス事業	1	1	1
	1	1	1

## イ. 日中一時支援事業

在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、見守り等の支援が必要な方に対し、日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。

【サービス提供見込み量】

(単位: 上段/事業所 下段/人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
日中一時支援事業	8	8	8
	5	6	6

## ウ. 自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業

障害のある人が自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

【サービス提供見込み量】

(単位: 人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
自動車運転免許取得費及び 自動車改造費助成事業	1	1	1

## ■本町の取り組み

- ・既存事業については、サービス内容が低下しないよう、質の向上や事業者の確保に努め、新規サービス提供事業者の参入を促進します。

### 《地域生活支援事業における見込量確保の方策》

- サービスを必要とする障害のある人が、その能力や適正に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、サービス内容について周知を図ります。
- 町単独で実施する事業のほか、必要に応じて近隣市町村や県との連携を図り、円滑にサービスを提供できる体制を整備します。

## (6) 障害児支援

◆障害児支援として位置づけられる事業は次のとおりです。

### ① 障害児通所支援

#### ア. 児童発達支援

日常生活における基本的動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

#### イ. 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対し、児童発達支援と治療を行います。

#### ウ. 放課後等デイサービス

就学している障害児に対して、放課後や夏休み等に通所により、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

#### エ. 保育所等訪問支援

保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【サービス提供見込み量】

(単位:人/月)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
児童発達支援	4	5	5
医療型児童発達支援	0	0	0
放課後等デイサービス	4	5	5
保育所等訪問支援	3	4	4

### ② 障害児相談支援

障害児通所施設の利用に係る内容等を定めた「サービス利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。

【サービス提供見込み量】

(単位:人/月)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
障害児相談支援	2	2	2

## ■本町の取り組み

障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、教育・保育等の関係機関と連携し、療育の場の充実に努めます。また、見込み量に対応した提供体制の確保に努めます。



# 第2章

## 計画の推進体制

## 1 障害のある人を取り巻く連携体制

### (1) 庁内における連携

本計画を推進していくためには、保健・福祉分野のみならず、事業者や地域住民の理解啓発が必要であり、関係する課との連携を図り、サービスの充実、計画の推進に努めます。

### (2) 関係機関との連携

障害のある人の地域移行や就労支援を進めるためには、行政だけでなく地域住民や関係団体、町内の事業所等との協力が重要です。特に町社会福祉協議会との連携を最重点とし、地域における連携を図り、計画を推進していきます。

### (3) 国・県・近隣市町村との連携

本計画の事業を実施していくためには、町内の事業所だけでは対応が難しいため、近隣市町村や県と協力し、広域に対応していくことが必要となります。

また、今後の制度の改正への適切な対応も重要となるため、県・国と連携しながら、制度の変化を考慮した施策の展開に努めます。



## 2 計画の進捗管理体制

地域自立支援協議会等において「PDCAサイクル」に基づいた計画の進捗管理を図るため、成果目標・活動指標等に関する実績を把握し、分析・評価を行います。

計画の進捗や効果の評価結果、今後の社会情勢の変化や新たな国・県の施策、近隣市町の動向などに柔軟に対応し、必要に応じて見直していきます。

### ■成果目標と活動指標

成果目標	活動指標
<u>①施設入所者の地域生活への移行（継続）</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活移行者の増加</li> <li>・施設入所者の削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護の利用者数、利用日数</li> <li>・自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数</li> <li>・就労移行支援の利用者数、利用日数</li> <li>・就労継続支援の利用者数、利用日数</li> <li>・短期入所の利用者数、利用日数</li> <li>・共同生活援助の利用者数</li> <li>・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数</li> <li>・施設入所支援の利用者数</li> </ul>
<u>②入院中の精神障害者の地域生活への移行（都道府県のみが定める）</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数</li> <li>・就労移行支援の利用者数、利用日数</li> <li>・就労継続支援の利用者数、利用日数</li> <li>・短期入所の利用者数、利用日数</li> <li>・共同生活援助の利用者数</li> <li>・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数</li> </ul>
<u>③障害者の地域生活の支援（新規）</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援拠点の整備 平成 29 年度末までに各市町村若しくは障害福祉圏域ごとに少なくとも 1 つの拠点等を整備する。</li> </ul>	
<u>④福祉施設から一般就労への移行</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加</li> <li>・就労移行支援事業の利用者の増加</li> <li>・就労移行支援事業所の就労移行率の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援の利用者数、利用日数</li> <li>・就労移行支援事業から一般就労への移行者数</li> </ul>



# 資料編



# 御宿町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

## 御宿町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 御宿町の障害者福祉施策の指針となる御宿町障害者計画及び障害福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、その総合的な事項を検討する御宿町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画策定に係る事項の審議に関すること。
- (2) 計画策定に係る総合調整に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会の委員は次の構成により町長が委嘱する。

- (1) 医療関係者 1名
- (2) 地域福祉関係者 1名
- (3) 障害者団体関係者 2名
- (4) 障害福祉関係者 2名
- (5) 行政機関関係者 1名

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

### (職務)

第6条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 委員長は、会議の運営上必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

## 御宿町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	役 職	氏 名
医療関係者	田口整形外科クリニック院長	田口 和宏
地域福祉関係者	御宿町民生委員児童委員協議会	佐藤 さち子
障害者団体関係者	御宿町身体障害者福祉会会長	滝口 仲秋
	御宿町身体障害者福祉会	古山 八重子
障害福祉関係者	知的障害者相談員	水野 とみ子
	(有)生活支援事業NOAH代表	渡邊 宣明
行政関係者(福祉)	夷隅健康福祉センター次長	積田 長夫

御宿町第3次障害者計画・御宿町第4期障害福祉計画

平成27年3月発行

発行 御宿町  
企画・編集 御宿町保健福祉課  
〒299-5192  
千葉県夷隅郡御宿町須賀 1522  
電話 0470-68-2511 (代)  
FAX 0470-68-7182